

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 元 年 1 2 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和元年12月19日

開 議 9時30分
日程第1 一般質問

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田畑議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、8番、田中宏幸議員、7番、福岡進二議員、13番、奥田富代子議員、12番、玉田隆紀議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、8番、田中宏幸議員、一問一答方式で質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員 皆さん、おはようございます。

8番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で一般質問させていただきます。

きょうは、SDGsについて。

当市の考えは。そして、市民への理解を広げるには。そして3つ目に、小中学校への持続可能な社会づくりとしての取り組みは、ということです。

2番目に、マイナンバーカードについて。

1つ目、マイナンバーカードの交付率・推進について。そして2番目に、マイナンバーポイントについて、お尋ねさせていただきます。

まず最初に、SDGsについて。SDGsというのは、SがSustainable、DがDevelopment、Gsといいます。これはGoalsの意味で、持続可能な開発目標ということです。

これは2015年9月に国連の加盟する193カ国全ての国の全会一致をもって採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された世界共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さないことを理念とし、持続可能なよりよい世界を実現するため、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

これは先進国を含む全ての国と人のためのものです。17の目標は互いに関連し

ており、同時に解決を目指しています。国、自治体、企業、市民社会、個人など、あらゆるアクターの力と参加を必要としています。

全ての国で決めたことですので、当然、日本も取り組んでいかなければなりません。日本政府は、2016年、安倍総理を本部長として、全ての国務大臣がメンバーとなるSDGs推進本部を設置し、政府が先頭に立ち、取り組みを始めました。安倍首相は、日本はこれまで持続可能な経済社会づくりのため、国際社会のモデルとなるようなすぐれた実績を積み重ねてきています。関係閣僚においては、今後も本実施指針のもと、緊密に連携し、政府一丸で取り組むようお願いいたしますと言っています。

地方自治体や民間企業で政策や事業に取り入れる動きが活発化しています。SDGsは、循環型社会の実現を目指し、あらゆる人が活躍できる場をつくり、そして環境や社会に配慮したビジネスを推進していく。そうした行動が持続的に発展していくための地方創生に役立っているのではないのでしょうか。

市ではSDGsについて、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

次に、このSDGsの取り組みは、市民の協力が不可欠であります。しかしながら、認知度が、朝日新聞の調べで、8月の時点で27%とかなり低く、余り知らされていません。もっと皆さんに理解を広げる活動が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3つ目に、小中学生への取り組みですが、興味のある生徒だけがSDGsを知るのではなく、小中学校の教育環境の中で、この考えや理念が子供たちに理解できるように取り組んでいければ、持続可能な社会づくりにつながるのではないかと思います。どのようなお考えなのか、お聞きします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

田中議員のご質問についてお答えをいたします。

市では、第2次岩出市長期総合計画に基づき、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け取り組んでいるところであり、本市においても持続可能な社会を目指す取り組みを市の施策や企業の事業に取り入れるSDGsの理念は、大変重要なものであると認識しております。

SDGsの17のグローバル目標には、貧困や餓死、健康や教育、安全な水、働きがいや経済成長、住み続けるまちづくり、環境課題への取り組み、平和への取り

組みなどが掲げられております。市といたしましては、SDGsの達成に向けた取り組みを着実に推進することにより、地域の活性化につながるものと考えておりますので、今後もこの理念を意識しながら、長期総合計画など、各種計画の目標値の検証、分析を行い、実効性のある計画の策定に努めるとともに、先進地の情報を取り入れながら、各種施策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、詳細については担当部長のほうから答弁させます。

○田畑議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 おはようございます。

SDGsについての1点目、市の考えはについてのご質問にお答えいたします。

政府が策定いたしました持続可能な開発目標実施指針には、各自治体の各種計画等については、SDGsの理念を最大限に反映させることが推奨されております。

市といたしましては、第2次岩出市長期総合計画における目標施策である市の風格のあるまち、生活基盤の安定したまち、環境を守るまち、心豊かな人が育つまち、人権が尊重されるまち、いきいきと健康に暮らせるまちのまちづくりの理念に合致しており、その理念は市の施策に取り入れているものと認識しております。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、第2次岩出市長期総合計画等、各種計画の目標値の検証・分析を行いながら、第3次岩出市長期総合計画等の策定に努めてまいりたいと考えております。

次に2点目、市民へ理解を広げるにはにつきましては、最近ではSDGsのロゴバッジをつける人もふえてきているように思われますが、まだまだなじみのない言葉であります。SDGsの実施においては、自治体を初め、企業、大学、市民等、多様な主体との協働による取り組みの推進が必要であると考えておりますので、今後、SDGsの達成に向けた取り組みを推進していくためにも、職員が意識して取り組む必要があります。そのためにもSDGsの推進に向けては、行政分野が広範なため、市職員向け研修会の開催等を予定しております。

また、事業者や市民に対しても認知度が低い現状にあることから、認知度向上に向けた取り組みとして、広報紙等による情報発信に努めるとともに、市民一人一人の理解を広げ、認識を共有するための啓発が必要であると考えておりますので、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。

○田畑議長 教育長。

○塩崎教育長 田中議員のSDGsへの取り組みについての3点目にお答えいたします。

教育分野については、SDGsの目標4に位置づけられておりますが、基本的には教育が全てのSDGsの基礎であり、全てのSDGsが教育に期待していると言われております。

SDGsの実現を目指すための教育のあり方を示すものとして、ESD、持続可能な開発のための教育が提唱されており、新学習指導要領全体において基盤となる理念として組み込まれています。新学習指導要領では、総則において、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のづくり手となることが期待される児童生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動等の指導を通して、どのような資質、能力の育成を目指すのかを明確にしながらか、教育活動の充実を図るものとしてされております。このように、学習指導要領に基づき、学校教育を進めていくことがSDGsの目標達成に向けた取り組みであると理解しております。

ただ、議員ご指摘のとおり、教育現場における認知度は高くありません。今後、世界共通の目標であり、2030年を生きる子供たちが持続可能な開発を促進するために必要な資質や能力を育成できるよう努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

田中議員。

○田中議員 今回の答弁の中で、SDGsのロゴバッジをつけている人もふえてきていると言われておりましたが、私、きょう、つけている丸いカラフルなバッジがそうです。また、皆さんももしよかったら購入していただいて、つけていただけたらと思います。

SDGsは、市の長期総合計画に合致する点が多くあります。これに向けた取り組みを着実に推進していくということですが、SDGsは17の目標があり、幅広い分野にわたっての取り組みが必要となってきました。環境・衛生の問題について、最近、企業では危機感を持って動き始めています。

少し紹介させていただきますと、住宅機器メーカーのリクシルさんでは、安全なトイレを世界中にとということで、トイレの微生物による社会衛生環境問題の開発を目指し、安価で高品質なトイレを途上国に提供しています。世界で、現在、約23億人の人々が安全で衛生的なトイレを使えていません。安全なトイレがないことによって周りの水が汚染され、その結果、約800人もの子供が毎日命を亡くしています。これはSDGsの安全な水とトイレを世界中にとということで、17のゴールの6番目の目標です。

また、食品メーカーやスーパーなどの食品ロスが日本で年間 2,800 万トン廃棄されています。日本フードエコロジーセンターでは、その商品を回収して、独自開発システムにより発酵、事業化をして、畜産農家と提供することで食品の無駄をなくしています。これはつくる責任、使う責任、そして後始末の責任で、12 番目の目標となっています。

また、瀬戸内海の女子高校地歴部では、きれいな海を残したいということで、瀬戸内海のプラスチックごみによる沿岸汚染に着目し、地元の漁師と共同で海ごみの回収、分析を実践しました。海ごみの起源地である内陸部や沿岸地域において啓発活動を行っていますが、部員の活動だけでは追いつかないので、海底ごみ問題については多くの人に知ってもらうことが大切であります。海から離れるほど海ごみに対する理解は進んでいないと言っています。この前もニュースで、昭和 59 年製のプラスチックごみが海底 6,000 メートルで発見されたと言っていました。これは海の豊かさを守ろうということで、目標の 14 番目に位置しています。

このように S D G s は、本当に世界中に幅広い分野で取り組んで、17 のゴールを目指していると言っています。

数日前まで C O P 25 が開催されていましたが、地球温暖化の問題は喫緊の課題であります。気候変動に具体的な対策を行っていかねばなりません。これは目標の 13 番目です。

また、海洋のマイクロプラスチックやプラスチックごみの問題、いろんな環境問題が世界中で取りざたされています。私たち一人一人が、こういった深刻な問題に対して意識を高く持って取り組んでいかねばなりません。

市として、このような環境問題に対してどのような取り組みを考えているのか、お聞かせください。

そして、小中学生への取り組みについてですが、子供たちがふだんの生活の中で、横断歩道の信号が青ならば渡る、歩行者は右側通行というような普通の法律のように、S D G s の考え、理念が当たり前の日常の常識になっていくように広まっていけばいいのではないかと思います。

現在の学校教育で、S D G s の目標に合致している内容にはどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○塩崎教育長 再質問にお答えします。

各小中学校においては、総合的な学習などの時間において、例えば、目標 11、安全で災害に強いまちづくりでは、自然災害から人々を守る活動、目標 12、持続可能な生産と消費では、これからの食料生産、目標 5、ジェンダー平等の実践では、男女混合名簿の作成などを実施しています。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 おはようございます。

田中議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁のありましたとおり、岩出市長期総合計画に基づく、住んでよかったと思えるまちづくりを基本計画と定め、自然環境の保全、生活環境の向上、地球環境の保全を基本方針として、持続可能な開発目標の理念に合致した取り組みを行っております。

国においては、17 の目標から 8 つの優先課題を掲げており、環境関連施策としては循環型社会の構築や食品ロス削減などが具体的施策として掲げられております。国際的には、先日、スペインで C O P 25 が開催され、将来の地球温暖化の防止に向けた取り組みを議論しております。

また、海洋マイクロプラスチックやプラスチックごみ問題につきましても、日本はもちろんのこと、世界の人々が取り組むべき環境問題であります。

市としましても、このような環境問題を解決すべき課題と捉え、周知啓発に努めるだけではなく、市民、企業、行政が協働するクリーン缶トリー運動や、市内小学校 4 年生を対象にした環境出前講座などに取り組んでおり、また、リサイクル工房による 3 R、R e d u c e、R e u s e、R e c y c l e の推進にも取り組んでおります。

引き続き今後の国の動向を注視するとともに、岩出市長期総合計画に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、田中宏幸議員の 1 番目の質問を終わります。

引き続きまして、2 番目の質問をお願いします。

田中議員。

○田中議員 続いて、2 番目の質問です。

マイナンバーカードについてお尋ねいたします。

ことしの 9 月 3 日に政府はデジタルガバメント閣僚会議を開いて、マイナンバー

カードの普及に向けた具体策を示しました。10月の消費税増税に伴い、2020年度に導入するポイント制度は、自治体ごとではなく、全国共通の仕組みとして、利便性を高めていくということで、地方公務員は今年度中にカード取得を義務化すると言っています。

マイナンバー制度は、給付金などを不正に受給できないよう、公平で公正な社会の実現や面倒な行政の手続を簡単にする住民の利便性の向上、そして、手続が正確にできる行政の効率化を目的として導入されました。平成27年10月に全住民に共通番号、マイナンバーカードの通知書が順次送付されましたが、この通知書は、あくまでマイナンバーを本人に通知するための文書であり、本人の申請手続によってマイナンバーの確認と本人確認をすることができる身分証明書として、マイナンバーカードが交付されます。

しかし、マイナンバーカードの交付率は、全国で約14%、和歌山県では11%となっていますが、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使えるようになり、お薬手帳機能が導入され、確定申告での医療費控除も簡単に手続ができるようになります。令和5年3月末までにほぼ全ての医療機関で利用できるようになるということは、その時点でほとんどの住民がマイナンバーカードを持つということになります。

また、消費税率引き上げに伴い、増税分のマイナス影響を補填できるようなマイナンバーカードとスマホ決済などを連動させてポイントを付与する新しい制度が、令和2年7月以降に開始される予定です。それはキャッシュレス決済のポイント還元制度が終わる来年6月末以降も、新たな消費活性化策として、キャッシュレス決済等の入金額に応じて、マイナンバーカードを持っている人がチャージすると、国がポイントを上乘せするというものです。これはマイナンバーカードの普及と消費喚起を促すというものであります。この新たなポイントにつきましては、まだまだ確定していない部分もありますが、いずれにしましても、マイナンバーカードを持っていることによって、何らかのメリットがあるということです。つまり市民の皆様に1人でも多くマイナンバーカードを持っていただくことで、1人でも多く新たなポイントのメリットが受けられるわけです。

そこで、本市におけるマイナンバーカードの普及率、そしてまた、普及に向けた推進方法についてお聞きします。

次に、マイナポイントについてですが、先ほど少しお話させていただきましたが、マイナンバーカードを取得して、民間のQRコード決済やスマホ決済などのキャッ

シュレス決済に現金をチャージすれば、全国で使えるポイントが付与されるという制度で、来年の7月以降に始められるとされています。このポイントの還元率は、例えば、2万円入金すると5,000円分ポイントが還元されるという、25%案が検討されています。このように、マイナポイントが導入されるとなれば、より多くの市民にマイナポイントを活用していただけるようにPRしてはいかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 田中議員ご質問の2番目、マイナンバーカードについての1点目、マイナンバーカードの交付率推進についてにお答えいたします。

令和元年11月末現在の住基人口に対する市の交付率は11.4%であり、県全体は11.6%、全国平均は14.5%となっております。マイナンバーカードの普及に向けた推進といたしまして、広報、ウェブサイト等での啓発を実施するとともに、商業施設及び岩出市文化祭においてマイナンバーカードの出張申請所を開設し、市民の方に対し、カードの申請書作成の手伝い、無料での写真撮影、申請書受け付け、受け付けした申請書の発送代行等の補助を実施いたしました。市役所の市民課の窓口におきましても、電話予約により写真撮影等の申請補助を随時実施しております。

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用予定であることもあり、カードを申請する方がふえると予想されます。早目に申請していただけるよう、令和2年2月の確定申告期間中においても申請補助の実施を予定しており、市民の方に対し、多様な申請機会を設け、カードの交付普及促進に取り組んでまいります。

次に、2点目のマイナポイントについてお答えいたします。

マイナポイントは、令和2年度に消費活性化策として実施されることになっておりますが、マイナポイント事業の詳細について、政府がまだ決定をしていないため、現段階で、本市としましては、健康保険証として使えるようになることをPRし、マイナンバーカードの普及に努めているところです。

今後、詳細がわかり次第、マイナポイント制度についても市民の皆様方へ広報紙や市ウェブサイトを通じて広く周知してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

田中議員。

○田中議員 このマイナンバーカードは、行政の手続を簡単にする住民の利便性の向上や、手続が正確にできる行政の効率化を図れるものです。来年7月以降のマイナ

ポイントの使い方や、案ですが、まだ決定はされていませんが、それと令和3年3月から健康保険証として使えるなどのメリットがあれば、マイナンバーカードの普及にもつながり、所持する方が多くなると思います。

ただ、マイナンバーカードは個人情報がかかるものであり、カードを紛失また盗難に遭った場合、そのセキュリティーについて心配なことも考えられます。どのようなセキュリティーがなされているのか確認しておくことで、安心してマイナンバーカードを利用することができると思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 田中議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは、どのようなセキュリティーがなされているのかについてであります。マイナンバーカードを紛失あるいは盗難時におきましては、24時間365日のコールセンターが設置されておりますので、コールセンターに電話で連絡をすれば、カードの一時停止措置がとられ、カードの第三者による利用を防止いたします。

また、マイナンバーカード自体には、税や年金関係情報など、プライバシー性の高い個人情報は記録されておられません。情報の確認には暗証番号が必要となっております。一定回数以上、間違えると使えなくなります。また、偽造防止のため、顔写真の張りかえ防止対策など、さまざまな対策が施されており、安心してマイナンバーカードを利用していただけるようになってございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、田中宏幸議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告2番目、7番、福岡進二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。

7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今回は、民生委員・児童委員の委嘱についてと災害対策についての2点、お伺いいたします。

最初に、民生委員・児童委員の委嘱について質問いたします。

民生委員は、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員で、地域のひとり暮らしの高齢者や障害者、ひとり親世帯などをボランティアで支えています。一般の地域住民から選任され、平成30年では全国で23万3,167人が活動されています。民生委員は、家庭の訪問や見守りを中心に、地域福祉活動など、仕事内容も多岐にわたっています。特に昨今、高齢化の進展で、その役割の重要性が年々高まり、加えて、児童虐待や災害へ備えといった、私たちの生活を取り巻くさまざまな問題の解決に向けて尽力をいただいております。

しかし、全国民生委員・児童委員連合会では、委員自身の高齢化や業務の負担増等により担い手不足という問題に直面していると言われております。そのような中、令和元年12月に全国一斉に行われた3年に一度の改正により、12月1日付で、民生委員・児童委員の皆様が委嘱されております。これまで委員をされてきた皆様方には感謝申し上げますとともに、新たに委嘱された皆様方においては、岩出市の地域福祉活動にお力添えをいただきたいと思います。

そこで、お伺いいたします。

1点目、今回の改選により、岩出市の民生委員・児童委員の定数は何名ですか。また、民生委員・児童委員になられた方は何名で、うち新たにになられた方は何名おられますか。また、全国的に高齢化の進展により、活動の負担や難しさなどを理由に1期3年でやめる方も多いと聞いております。岩出市の委員で最長の期間の委員は何期で何年されているのか、お答えください。

次に2点目、先ほども申し上げましたが、全国的に、民生委員は担い手不足に加え、委員の高齢化が大きな課題となっています。全国では、平成28年度、60歳以上が85%占めており、委員の平均年齢は66.1歳と、24年間で5.5歳も上がっているようです。当市においても同様と考えられますので、今回委嘱された委員の年齢構成及び平均年齢についてお答えください。

次に3点目、民生委員は、民生委員法第10条の規定で、給与を支給しないと規定され、無報酬にて社会福祉の活動にご活躍されています。しかし、民生委員の方々は、訪問や調査のみならず、あらゆる行事や会議に車等で移動することも多々あると思います。その活動中に何らかの事件、事故に見舞われるケースもあると考えられます。そこで、民生委員の方々が職務遂行中、事故等があった場合、どのような対応になるのか。また、今までそういったケースがなかったのか、お答えください。

次に4点目、民生委員・児童委員制度は100年という長い年月で培われてきた制

度であり、現在の情勢を鑑みても、これからも地域に必要な職務として、これまで以上に欠かすことのできない制度であると思います。だからこそ、さまざまな観点から委員の負担軽減のため、時代に合った体制の強化が図られるべきだと考えますので、市としての手だては何か考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員のご質問の1点目の1番目、民生委員・児童委員は何名か、うち新たに委嘱された方は何名かにつきましては、定数は91名で、12月1日現在、厚生労働大臣から委嘱されているのは79名で、うち新たに委嘱されたのは21名です。最長の期間の委員につきましては、令和元年12月1日現在で21年となっております。

2番目の委員の年齢構成及び平均年齢はにつきましては、12月1日現在で50代が7名、60代が42名、70代が30名、平均年齢は67.1歳となっております。

3番目の職務遂行中に事故があった場合につきましては、委員の皆様には民生委員・児童委員活動保険に加入していただいております、活動中のけがに対して保険が適用されます。また、全国民生委員互助共励事業として、傷病等に対して傷病見舞金が給付されます。本市においては、職務遂行中の事故については、過去10年間において、平成22年に1件、研修中に膝を痛めた方がおり、傷病見舞金が給付されております。

4番目の負担軽減のため、市としての手だては何かにつきましては、近年、少子高齢化や核家族化も進み、地域のつながりが希薄化している中、相談内容も多様化、複雑化しておりますので、民生委員・児童委員の負担が大きくなっています。負担軽減としましては、民生委員・児童委員からの相談サポートや必要に応じて関係機関とスムーズに連携ができるよう活動支援を行うとともに、民生委員・児童委員と連携・協力をし、活動を行う地域見守り協力員の確保に努めております。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 3点お聞きします。

1点目、先ほど民生委員の定数は91名とお答えいただきましたが、民生委員の定数については、どのような基準で定めているのか、お答えください。

2点目、民生委員の名前については、たしか就任したときに市広報紙で紹介されていると思います。しかし、市ウェブサイトで検索しても、民生委員の名前は掲載

されていないと思いますが、市役所が休日の場合、急に民生委員に相談したいことがあった場合はどのようにしたらよいのか、お答えください。

また、他市では、住所、電話番号等、掲載している市や掲載していない市もございますが、民生委員の名前と担当区域をウェブサイトで公表しているところもございますので、急な相談等に対して、市広報紙だけではなく、市ウェブサイトへの掲載への考えについてお答えください。

3点目、先ほどの答弁で、民生委員の欠員があるみたいですが、欠員となった地区についてはどのようにするのか、お伺いします。また、担当地域を兼務した場合、民生委員の負担が大きくなると思いますので、早急に民生委員を探していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず、民生委員の定数につきましては、民生委員法第4条により、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに都道府県の条例で定められており、岩出市は、現在、91名が定数となっております。

続いて、民生委員・児童委員に、休日等、急に相談したい場合はどうしたらよいのかにつきましては、見守りが必要等、地域で民生委員・児童委員とのかかわる必要がある方は既に担当地区の民生委員・児童委員を知っておられます。休日等、緊急性がある相談につきましては、市役所にご連絡いただければ、緊急性に応じて担当課で対応させていただきます。

また、民生委員・児童委員の担当地区は複雑に分かれているため、非常にわかりにくいことから掲載していないものであり、担当地区の民生委員・児童委員を知りたい場合は、まずは市役所担当課にお問い合わせいただければお知らせいたします。

また、住所、電話番号等を市ウェブサイトに掲載する考えはにつきましては、過去に他の自治体で民生委員・児童委員を狙った押し売り等の事例があったと聞いております。そういった視点からも、個人に関する情報を周知する必要がないと判断し、ウェブサイトの掲載については、現在のところ考えておりません。

なお、県内でウェブサイトに掲載している市町村はないと聞いております。

続いて、民生委員の欠員の対応についてですが、民生委員・児童委員のなり手がなく、選任ができていない地区もあります。苦勞しているところではありますが、民生委員・児童委員はなくてはならないものですので、早急に候補者を選任してま

います。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡議員。

○福岡議員 2番目の質問を始めるに当たりまして、台風15号、19号による川の氾濫、決壊等、これまでに例を見ない災害が発生し、多くの方が亡くなられ、また被災されております。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、お見舞いを申し上げ、一日も早い復興・復旧を願います。

それでは、質問に移らせていただきます。

このような毎年異常とも言える気象状況の中、岩出市を初め、紀の川筋にある私たちの地域におきましては、紀の川の堤防の決壊といった大きな被害は起きていませんが、いつ、そのような状況下に陥ってしまう可能性に対して、少しでも対策を講じていく必要があるということは言うまでもありません。

そこで1点目、災害時、市民の命・財産を守るため、指揮系統の本部となる岩出市役所についてお伺いいたします。岩出市ハザードマップを見ますと、その浸水マップの部分に岩出市役所が入っています。紀の川の氾濫、堤防の決壊といった最悪の事態の確率は、紀の川狭窄部工事等の対策等により、まだ低いと想定できますが、ゲリラ的な集中豪雨による床下浸水などの事態は起こり得る範囲ではないでしょうか。仮にそのような状況に遭遇し、災害対策本部である岩出市役所が浸水などの被害に遭った場合、どのような対策を考えているのか、お答えください。

次に2点目、各避難所の運営についてお聞きします。災害被害に遭った市町村の対策を教訓として見させていただきますと、学校等の体育館での避難所運営において大勢の人数を受け入れしなければならない状況において、これは1例であります。段ボールによる間仕切りが被災者の心身の疲労の軽減を図ることができるとの話を聞きました。岩出市におきましては、他市町村で経験されたことをもとに、避難所の運営などにおいて研究され、改善されているのか、お答えください。また、ペットとの同行避難における市の対応についてもお尋ねしたいと思います。

最後に、災害時要援護者登録制度についてですが、市では毎年更新を行い、有事の際には、この名簿を用いた避難支援体制についてどのように考えているのか、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 福岡議員ご質問の災害対策について、お答えいたします。

1点目の災害対策本部について、浸水対策等の対応はについてであります。岩出市地域防災計画において、災害対策本部は市役所庁舎に設置すると規定しております。市役所庁舎については、国土交通省発表の紀の川の浸水想定地域の1メートルから2メートル未満の区域内に所在していることから、本部機能を庁舎3階に設けることとしております。また、重要な情報システムや同報系防災行政無線の基地局、非常発電設備などについては、庁舎2階相当の高さに設置するなど、浸水発生時においても、災害対策本部機能を維持できるよう対策を行っております。

2点目の各避難所における対応についての1番目、昨今の災害対応を教訓とした避難所運営の研究はできているのか。また、同行避難についてはどのように対応していくのかについてであります。岩出市では、岩出市地域防災計画及び岩出市避難所運営マニュアルに基づき、避難所の運営を行うこととしております。避難所等の施設面においては、速やかな避難所の開設を行うため、平成30年度及び令和元年度において、各避難施設等19カ所に、震度5弱以上の地震を感知すると自動的に解錠する監視キーボックスを設置しております。また、長期間の避難生活に対応するため、間仕切り段ボールの整備を進めてまいります。今後も他自治体の事例も参考にしながら、引き続き研究を進めてまいります。

次に、災害により自宅で生活ができなくなったり、ペットとともに避難所へ避難する同行避難については、避難所運営マニュアルへのペットの飼育スペース設置などを掲載し、想定を行っているほか、市ウェブサイトにおいても記事を掲載し、飼い主への日ごろからの心構えと準備を啓発しております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 福岡議員のご質問2つ目の2の(2)の災害時要援護者登録制度についてですが、この制度は、災害対策基本法に基づき、災害時に自力で避難することが難しい方で、事前に情報を提供することに同意いただいた方の名簿を避難支援関係者である警察、消防、民生委員等に提供することで、平常時から地域による見守りや災害が発生した際の避難支援や安否確認など、地域の方々の共助のもと避難支援活動に役立てるものです。

議員ご質問の毎年更新しているのかにつきましては、死亡、転出等の異動や新規に同意にされた方の更新を行い、警察、消防署への情報提供を行っております。

次に、この名簿を用いた避難支援体制は進んでいるのかにつきましては、避難支援体制づくりは、災害発生時における避難を円滑、迅速に行えるよう、情報の共有により地域の方々にふだんから見守り等を行っていただくことが重要であります、令和元年11月末現在で情報提供に同意されている方は、要援護者の約24%の方であります。今後も引き続き制度の理解と周知に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

福岡議員。

○福岡議員 避難所運営について、段ボールでの間仕切り等、研究されていることで、これからも継続して進めていただければと思います。

避難所の関係で、1点再質問させていただきます。

市民総合体育館についてです。市民総合体育館の近隣住民の方のご意見でも聞かせてもらったことがあったのですが、岩出市地域防災訓練において、市民総合体育館が訓練場所に当たっていないということについて、今後、訓練場所として実施されてはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、ハザードマップにおいて、市民総合体育館は浸水場所に当たっていないことから、対策本部を置くことも考えられているのか、あわせてお答えください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

地域防災訓練については、市内小学校及び船山地区公民館での開催が定着しており、現時点で、市民総合体育館での実施は考えておりませんが、今後、訓練の実施方法や内容等も含め、総合的に検討を続けてまいります。

また、災害対策本部としての使用についてですが、市役所本庁舎の機能が損なわれた場合の代替施設として、事務及び通信機器の整備状況から、市役所南庁舎及び総合保健福祉センターを想定しており、市民総合体育館への災害対策本部設置は想定しておりません。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告3番目、13番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 13番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

今回、私のほうからは、プレミアム付商品券事業についてと、それから死亡届け出後の手続について質問いたします。

まず1点目、プレミアム付商品券事業についてですが、本年10月、消費税率は8%から10%に引き上げられました。過去2回の税率変更と大きく異なる点は、主に食料品に適用される軽減税率制度が導入されたことです。また、増税による急激な需要の冷え込みを抑制するためのキャッシュレス、消費者還元事業などがあります。

今回、私は、所得が少なく市民税が非課税の方や3歳未満の子の子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてのプレミアム付商品券事業についてお聞きしたいと思います。

これは1冊5,000円分の商品券を4,000円で、対象者1人当たり5冊まで購入できるということです。プレミアム付商品券を購入すると25%お得に買い物ができるという制度です。市のウェブサイトで商品券の使える加盟店を見ますと、スーパー、化粧品店、衣料品店、飲食店、ドラッグストア、コンビニ、家電販売店、ホームセンター等、私たち市民が毎日利用するお店がたくさん加盟されており、利用する側にとっても大変使い勝手のいい商品券であると感じます。

そこでお伺いいたします。

1点目、低所得者向けの引きかえ券交付申請は、既に11月29日で締め切られましたが、何人の方に交付申請書を郵送したのか伺います。

2点目、そのうち引きかえ券の交付申請をされた人数と商品券の購入冊数をお聞きします。

3点目、子育て世帯に向けては、該当する年齢の子供、すなわち平成28年4月2日から令和元年9月30日の間に生まれた子供さんが属する世帯の世帯主に商品券の購入引きかえ券を郵送されています。対象となる子供の人数と何人の方がプレミアム付商品券を購入されたのかをお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、プレミアム付商品券事業についてお答えします。

1点目の低所得者に向け郵送した交付申請書の数ですが、6,692世帯、1万50人の対象の方へ送付してございます。

2点目の引きかえ券の交付申請を行った人数は3,432人。

3点目の対象となる子供の人数については1,580人でございます。

商品券販売冊数については、12月10日現在で、計1万8,332冊を購入していただいておりますが、非課税者分と子育て世帯分に分けての集計は行ってございません。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 低所得者の方で引きかえ券の交付申請を行った人数は3,432人、対象となる子供の人数は1,580人、合わせて5,012人の方が、今回のプレミアム付商品券を購入できるということです。これを冊数にしますと、5,012人の方が5冊ずつということで、2万5,060冊ということになります。しかし、今お聞きしましたら、12月10日現在の購入冊数は1万8,332冊ですから、まだあと6,728冊が購入可能ということになります。計算してみますと、6,728冊というのは、5,000円を掛けますと、3,364万円分の商品券がまだ購入可能ということで、それを購入するためには、1冊が4,000円ですので、2,691万2,000円で買えるということになります。

市のウェブサイトによりますと、購入ができる日は、令和2年1月27日、28日、29日、そして2月の14日、15日、16日の6日間しかありません。購入引きかえ券を持っている方には、25%お得に買い物ができるプレミアム付商品券を購入してもらえるよう広報してはいかがでしょうか。

次に、12月10日現在で1万8,332冊が購入されているということですので、1冊が5,000円ということですので、掛けますと9,166万円分の商品券が市中に出ているということになります。この商品券の使用期間は令和2年の2月29日までですから、期日を過ぎるとただの紙切れになってしまいます。岩出市の消費の活性化が行われ、低所得者の方や子育て世帯の支援にもなるプレミアム付商品券がただの紙切れになってしまわないように、商品券を購入した方は使い忘れがないように広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず、購入引きかえ券を既に手にされている方には、購入してもらえるよう広報

してはどうかということについてですが、購入引きかえ券発送時に、商品券の販売場所、販売期間等を掲載したチラシを同封いたしました。また、広報いわでにおいても同様の内容の記事を掲載しているところです。

続いて、商品券を購入していて使い忘れのないように広報できないかということについてですが、購入引きかえ券発送時の同封チラシや広報いわでにおいて、商品券の使用期間をお知らせしているところです。また、窓口においても、あわせてお知らせをしております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 次に、死亡届け出後の手続についてお伺いいたします。

親族が亡くなると、悲しみの中、さまざまな手続をしなくてはなりません。一般的には、まず、市民課において死亡届を出し、その後は複数の課を周り、さまざまな返還手続、資格喪失届、支給申請、還付請求、納税義務者の変更等々、たくさんの手続が必要です。しかし、死亡に関する手続は余り経験のないことなので、何のように進めればよいか、余り知られていません。持参すべき確認書類を忘れ、何度も来庁しなければならなかったり、遺族は戸惑うことが多いのも事実です。

そんな中、今年度、本市では死亡届け出後の諸手続一覧表がリニューアルされました。市長のお悔やみの言葉を初め、手続の対象者、期限、これには速やかにとか、14日以内とか書かれています。そして必要なもの、また担当窓口、これは何課の何係で何番窓口というふうに書かれているのが、これが一覧表となっております。

ここに一覧表があるんですけども、例えば、対象の方が介護保険の被保険者であれば、期限は速やかに、そして必要なものは介護保険被保険者証、保険料の還付がある場合は相続人の通帳、または振込口座のわかるもの、そして認め印と書かれています。担当窓口は地域福祉課の介護保険係、市役所1階の4番窓口と書かれています。また、国民健康保険被保険者に当たられる方がお亡くなりになった場合は、期限は14日以内、そして必要なものは国民健康保険被保険者証、喪主の口座、相続人の口座がわかるもの、認め印、そして担当窓口は保険年金課、そして保険年金係で、市役所の1階の5番窓口というふうに書かれています。これを見ますと、私は大変簡潔でわかりやすいとの印象を持ちました。

そこでお伺いいたします。

1点目、このリニューアルした諸手続一覧表に対する市民の皆様の反応というのはいかがでしょうか。

2点目に、いろいろと手続があるわけですが、各種手続に必要な申請書の作成補助なんかは行っているのかをお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の2番目、死亡届け出後の手続についての1点目、リニューアルした諸手続一覧表に対する市民の反応はのご質問にお答えいたします。

死亡届提出時に手渡ししている死亡届提出後の諸手続一覧表は、平成31年4月1日からの組織改正に伴い、担当窓口名及び手続場所の変更により、従来の一覧表を修正し作成したものです。新しい諸手続一覧表について、現在のところ、市民の方からの直接的なご意見はいただいております。

続きまして、2点目、手続に必要な申請書の作成補助は行っているのかについて、お答えいたします。

諸手続一覧表は、ご遺族の方に手続に必要な担当課を案内しているものであり、死亡に係る申請書の一括作成や関係書類の作成補助は行っておりません。手続のため来庁されたご遺族の方に対しては、各担当窓口が連携し、丁寧な対応に努めているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 死亡手続の煩雑さの1つには、多くの課を回らなければならないこともさることながら、住所、氏名、生年月日など、同じことを何度も書かなくてはいけないことが手間なので、何とかならないかとの声も聞きます。遺族は葬儀を終えても、失意の中、やらなければならないことが多々あります。死亡手続の煩雑さを解消するため、住所、氏名、生年月日などの基本情報は各課にオンラインで転記できるようにするとか、必要な課の申請書に一括して基本情報を記入し、それをプリントアウトして申請者に渡す。そして、申請者は基本情報の記入された申請用紙を持って必要な各課を回るというふうな、そういう市民サービスの提供ができないものか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

現在、遺族が行う行政手続の負担軽減のため、専用の窓口を設け、手続に必要な申請書などを一括して作成するなど、手続の簡略化を図っている自治体もあることは承知しております。

奥田議員のご提案も含め、当市におきましても、今後、市民サービスの向上のため、他市の動向等を踏まえて、調査研究をまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、12番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、渋滞緩和について3点、粗大ごみ対策について3点、お聞きいたします。

1番目の渋滞緩和対策についてですが、近年、高齢者による交通事故やあおり運転などがよく聞かれますが、警察庁が2019年上半期に発生した交通死亡事故を分析したところ、75歳以上のドライバーによる事故の34%は、ハンドルやブレーキの操作ミスが原因で、加齢による認知機能や運転技術の衰えが背景にあると見られています。高齢者ドライバーによる死亡事故は全体の14%を占め、高い水準が続いているようであります。

また、あおり運転については、道路交通法を改正して、あおり運転を新たに定義し、罰則を設ける方針で、1回の違反で免許を取り消すほか、暴行罪より重い罰則も検討しているようであります。

岩出市も人口増加や道路網の整備の発展により、交通量がふえ、渋滞が原因で、危険な運転をするドライバーを見かけることがあります。

そこで、お聞きいたします。

1 点目に、岩出市における渋滞緩和施策の現状について。

2 点目に、通勤時間帯での西野交差点の交通量がふえる原因で、市役所方面に右折をしたくてもしにくい状況があり、その影響で信号を無視するドライバーがあり、危険なことから矢印信号などの設置要望についてお聞きいたします。

3 点目に、中島東交差点の矢印信号機の点灯時間が余りにも短く、交通量が多い時間帯だと、右折できる自動車が 1 台が限界なことから、矢印信号の点灯時間の変更についてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の 1 番目、渋滞緩和についての 1 点目、渋滞緩和対策の現状はについて、お答えいたします。

岩出市では、急速な人口増と都市化に伴い、道路事情も悪化の傾向にあり、早くから道路新設改良など、渋滞対策を実施してまいりました。昭和 40 年代には、旧国道 24 号の渋滞解消のため、国道 24 号バイパスが整備され、さらに京奈和自動車道の全線開通へとつながります。

県道では、泉佐野岩出線の 4 車線化、新しい岩出橋の開通により、長年の懸案であった渋滞も解消されました。

一方、市道では、野上野清水線、相谷中島線、安上中島線の新設や山西国分線、通称農免道路の歩道設置、交差点改良など、国・県と一丸となって、渋滞緩和に力を注いでまいりました。

近年取り組んでまいりました対策につきましては、京奈和自動車道紀北西道路、岩出根来インターチェンジ供用開始に伴い、県道泉佐野岩出線の渋滞緩和を図るため、交通を分散させるバイパス等として、市道根来安上線を整備し、インターチェンジと同時に供用開始いたしました。

また、交差点改良として、市道山西国分線における渋滞対策として、主要な交差点に右折レーンを設置し、右折待ち車両による交差点渋滞の緩和を図りました。

なお、本年度におきましては、県道新田広芝岩出停車場線との水栖交差点を整備中であり、同路線における歩道設置事業と並行して事業を進めているところであります。

国・県事業では、県道泉佐野岩出線ほか 2 線、新しい岩出橋のほか、備前交差点において、国道 24 号の東進左折レーンを設置、県道泉佐野岩出線の南進右折レー

ンの延長、また、県道粉河加太線におきましては、市道交差点各種に右折レーンを設置しました。現在は、県道和歌山打田線の大宮バス停前交差点、清水交差点で整備を行っております。

また、警察においても、国道 24 号、県道粉河加太線、市道交差点など、主要な交差点において時差式信号や右折矢印信号の設置を行っております。

今後におきましても、生活道路の環状化事業を重点的に進めている中で、市内の交通量や渋滞箇所を十分に把握するとともに、国道、県道の道路管理者であります国土交通省和歌山河川国道事務所、県那賀振興建設部、県警察本部交通部及び岩出警察署と連携、協議して、渋滞緩和施策を進めてまいります。

次に、2 点目の西野橋交差点に矢印信号設置要望について、3 点目の中島東交差点矢印信号の点灯時間変更について、一括してお答えいたします。

岩出警察署に確認したところ、両交差点について設置及び点灯時間変更の調査を行うとの回答を得ております。

なお、市としましても設置に向け、要望活動に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の 1 番目の質問を終わります。

引き続きまして、2 番目の質問をお願いします。

玉田議員。

○玉田議員 2 番目の粗大ごみ対策についてですが、少子高齢化が進む現在、自治会役員を務めることを負担に感じる人も多く、自治会運営維持は、各地域で問題視されています。中には自治会自体を解散するなど、さまざまな課題が浮き彫りになっています。特に高齢化が原因で、粗大ごみ等の処理が困難になっているケースが多く、改善策に頭を悩ませているのが現状であります。

そこで 1 点目に、岩出市でもさまざまな対策が図られていると思いますが、現在の高齢者に対する粗大ごみ施策の現状についてお聞きいたします。

2 点目に、高齢化が進む現状、今後の粗大ごみ対策についてお聞きいたします。

3 点目に、特に高齢化が進んでいる自治会では、運転免許証を返納されている役員や足腰が不自由な役員の方は、市役所に出向くこと自体が大変であります。そこで自治会からの粗大ごみ申請を郵便等で行える施策の考えについてお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの 2 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 玉田議員ご質問の２点目、粗大ごみ対策についての１点目、現在の高齢者に対する粗大ごみ施策の現状は、２点目、高齢化が進む中、今後の粗大ごみ対策について、一括してお答えします。

高齢化が進む中、議員ご質問の高齢者の粗大ごみ対策としまして、平成 26 年度から岩出市ふれあい収集事業を実施しております。この事業は、高齢者に限らず、要介護認定を受けている方、身体障害者手帳の種類及び等級が肢体不自由 1・2・3 級に該当する方、視覚障害 1・2 級の方、精神障害保健福祉手帳 1・2 級の方、療育手帳 A・B 判定の方で、同居する家族がいる場合、同居者も同様な状態にある場合は、全てのごみ種に対し、支援するものです。

なお、対象者以外の方においても、実情に応じて対応しているところであります。

今後、本市においても高齢化が進む見込みとなりますが、引き続きごみの排出が困難な方については、ふれあい収集において対応してまいりたいと考えております。

次に、３点目の自治会からの粗大ごみ申請を郵便等で行える施策の考えはについて、お答えします。

現在、粗大ごみの収集手続については、毎年４月と 10 月に区自治会等の代表者に生活環境課窓口までお越しいただき、手続を行っております。窓口にお越しいただく理由としましては、受け付け時に、排出される品目の中に粗大ごみとして取り扱えない品目が混入していないかの確認、ごみ収集所の場所の確認など、また注意事項などをお伝えするため、窓口での受け付けとしております。

また、区自治会等の代表者がお越しになられない場合は、代理の方でも受け付けが可能でありますので、区自治会内で相互協力いただき、窓口にお越しいただきますようお願いしているところです。

区自治会内の高齢化やお仕事等お忙しい中、来庁することが負担であると認識はしておりますが、不適正排出の防止や円滑な粗大ごみ収集などの観点から、現時点においては郵送による申請受け付けは考えておりません。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○田畑議長 再質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、玉田隆紀議員の２番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告 5 番目、15 番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

この12月議会では、若もの広場、大宮緑地総合運動公園のトイレについて、巡回バスについて、市の対策や方向性などの質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず最初に、若もの広場、大宮緑地運動公園のトイレについて質問を行います。

言うまでもなく、岩出市において、若もの広場、大宮緑地運動公園の役割は、各種のスポーツ活動の場として、市民運動会やマラソン大会、夏まつりとしての会場、保育所の運動会の会場としても利用がされています。まさに岩出市民の多くの方が利用されています。

今回の質問は、この若もの広場、大宮緑地運動公園におけるトイレについて改善が必要ではないかという点を質問します。

現在、日本人の生活様式も昔と違ってきています。トイレにおいても、昔は和式のトイレが主流でしたが、各家庭のトイレについてもほとんどの家庭が洋式トイレへと変わってきています。和式のトイレが残っているのは公共施設や民間事業者などにおいて残存していますが、少数になってきているのが現実の姿だと思います。洋式トイレが普及されるにつれ、和式トイレを使ったことがない。実際、和式トイレに入っても使えない子供たちさえいるのです。

1点目は、このように洋式トイレが普及する中で、若もの広場、大宮緑地総合運動公園のトイレについては、現在、和式のトイレとなっていますが、洋式トイレの必要性も求められているのではありませんか。若者広場、大宮緑地運動公園において、洋式トイレの設置を行う必要があると考えますが、今後の対応面について、まずお聞きをします。

2点目は、障害者用トイレであります。大宮緑地運動公園は、毎年行われている市民運動会では8,000人の参加があると言われていています。そして、この運動会には、障害者の方も観戦に来られ、障害者の方のテントも用意がされています。にもかかわらず、トイレという点では、障害者の方が利用できるトイレがふだんから設置がされていません。いわで夏まつりは、5万人の方が来られるという岩出の夏の風物詩として開催がされています。ぜひ夏まつりにお越しく下さいと言われても、障害者の方は利用できるトイレがありませんから、身近で花火や会場の催しなども見たいけれども、トイレのことを考えれば、遠くから見ているようにしていると、夏まつりへの参加を控えていますという声もあります。

ふだんから大宮緑地運動公園に、どうして障害者用トイレがないのでしょうか。若もの広場では、障害者のためのトイレが新しく設置もされてきています。ぜひ大宮緑地運動公園にも障害者用トイレの設置が必要です。今後設置をしていく考えはないのか、当局にお聞きをしたいと思います。

3点目は、若もの広場のトイレについては、男女共用となっています。しかも旧式のくみ取りのトイレですね。このような状況が従来長いこと続いてきたと。こんなような状況があることから、今、女子専用のトイレが、男女共用のトイレの東側に新しく設置がされ、新しく設置されたトイレの南側部分には障害者用のトイレも併設がされてきています。しかしながら、男女共用のトイレはそのままです。男子用トイレの改善も必要ではないのでしょうか。教育委員会として、今の男女共用トイレについての認識をお聞きしたいと思います。

4点目として、最初にも言いましたが、現在、子供たちが和式の使用を拒む、こういう傾向があります。この間、教育委員会としては、小学校や中学校、こういうところのトイレについては洋式トイレの導入ということが行われてきているわけなんですが、教育委員会としては、子供たちのこういう関係に対しては、今後どのような姿勢で対応していくのかという点、この見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の若もの広場、大宮緑地総合運動公園のトイレについてのご質問にお答えいたします。

若もの広場や大宮緑地総合運動公園に限らず、生活様式の多種多様化に伴い、トイレについても洋式化の傾向にあり、洋式トイレや障害者についての整備について必要性は認識してございます。

若もの広場、大宮緑地総合運動公園の現状についてでございますが、まず、若もの広場ですが、これは男女共用ではございません。設置ですが、多目的トイレ1カ所、女性用トイレでは7基のうち2基を洋式としてございます。また、若もの広場につきましては、東側に道の駅ねごろ歴史の丘を整備してございまして、2カ所のトイレを整備してございます。内訳としましては、道の駅ねごろ歴史の丘では、洋式トイレについては男性用トイレに2基、女性用トイレに3基整備、多目的トイレ1基、花笑み館では洋式トイレについては、男性用トイレに3基、女性用トイレに8基、多目的トイレを1基整備しており、イベント等の開催においても十分機能していると考えております。

また、大宮緑地総合運動公園には洋式トイレは設置してございませんが、いわで夏まつりや市民運動会等のイベント開催時には仮設の障害者用トイレを設置して、対応しているところでございます。

最後に、教育委員会としての姿勢ですが、社会全体の傾向として、さまざまな分野で洋式化が進んでいるのが現状でございます。トイレについては各小学校においては、文科省の学校施設環境改善交付金を活用して、計画的に洋式化を進めているところでございます。

また、総合体育館、市立体育館は、平成 27 年度の国民体育大会の開催に合わせて、また、新しく建設した市民プールについても、それぞれ洋式トイレ、障害者用トイレを整備しております。

その他の施設については、市民ニーズも踏まえ、必要性、緊急性等を考慮して検討してまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今、イベントごとには障害者用トイレも考慮しているということでした。しかし、私はやっぱり常設ということが必要ではないかなというふうにも思うんですね。若もの広場なんかでも、きちんとしたトイレが新設される中で、対応がやっぱりされてきているわけなんですね。大宮緑地なんかでも野球場なんかもございません。イベントという部分の中では、いろんな野球チームを初めとして、借りられて使われているという、公的行事だけではないわけなんですね。そういう点でいうと、やっぱり私は若もの広場なんかと同じような形で、障害者用のトイレも含めて、洋式のトイレというの、やはり設置の必要性、これがやっぱり求められているんじゃないかなというふうに思います。

そういう点では、今後、ぜひともそういう形での常設という形のトイレという部分については、ぜひこれ今後も考えていただきたいと思うんですが、この点について再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、若もの広場の男女共用の部分についてなんですが、今るるお答えいただきました。今度新しくできた女子トイレというんですか、そこは本当にきれいなトイレです。それに比べて、男女共用の男子トイレという部分については、教育長を初めとして、当局の方もご存じやと思うんですが、見るからに使いたくないという状況なんですね。本来なら女子トイレを設置したときに合わせて、男子トイレの改善というものも行うべきものではなかったのかなというふうに私思うんです。

少なくとも、多目的という部分があるというのであれば、規模を少し小さくしてでも、やはり男子用のきれいなトイレというのは要るんじゃないでしょうか。この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

大宮緑地総合運動公園の関係ですけれども、この公園については河川敷となりますので、河川占用許可を得て仮設トイレを設置してございます。先ほども申しましたが、当面、イベントの際は仮設トイレを設置して対応していきたいと考えてございます。

それから、若もの広場の女性用トイレ、改修したときに男性用トイレもというご質問だと思いますけれども、この点につきましては、平成20年と平成21年度の議会におきまして、一般質問の中で、男女共用トイレの解消ということでご質問、ご指摘をいただいております。したがって、その時点では、男女共用トイレの解消という視点で、女性用のトイレを設置したものでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 今、あくまでも仮設トイレで対応していくんだということでした。洋式のトイレ、それについては実際に仮設トイレという部分については、利用されている方のために、やっぱり少なくともそういう部分に対応するというのも、やっぱり私は要るというふうにも思いますし、今、河川敷だからということでは言われたんですけど、やっぱりその辺も含めて、教育委員会として、それを改善できる方向で、ぜひとも常設という部分の対応面で、それを設置することはできないのかという点で考えていただきたいというふうに私は思うんです。

それと、若もの広場の女子のトイレなんですけど、せっかく今度新しくできたトイレなんですけど、見た目というんですか、倉庫みたいなような感じで、一見トイレなのかどうかというのがわかりにくい気がするんです。実際に障害者用のトイレと女子のトイレという表示がすり切れてきて、非常にわかりにくい感じになってきています。表示面で、もう少し明確にわかるような形で対応すべきだと思うんです。

もう1点お聞きをしたいのは、この女子トイレ、私、何度か調査しに行ったんですけど、たまたまこの間、夜になったんです。真っ暗なときに調べに行ったんです。そのときに、あけた途端に、既に電気がついていたんです。夜やから誰もいてない

んで、ちょっと申しわけないけども、女子トイレも調べさせてもらった、見に行っただけですね。だから、そのときにあけた途端に電気がついているということは、自動消灯というのかな、自動的に明かりがつくのか、それともそうでないのか。もし自動で明かりがつくというんでなければ、ずっと電気つきっ放しになっているというふうになると思うんです。

若もの広場なんかでは南側にテニスコート、夜間も使っておられます。ナイターがありますんでね。だから、そのときには、こういったナイター施設がある公共施設の中のトイレについては、そういう感知式というんですか、そういうトイレになっているのかどうかという点をちょっとお聞きをしたいと思うんです。これが2点目です。

もう1点は、この間、市民運動会もありました。そのときに、私もたばこは吸うんで、喫煙所というのが総合運動場の南側の部分に設置がされていまして。そこには、個人的な話を出して悪いんですけども、教育部長なんかも、たばこなんかもよく吸われるんで、よく顔を合わすときもあるんですけどね。そのときに、喫煙所の場所なんです。喫煙所の場所が仮設トイレの本当に真南、すぐ近くにたばこの喫煙所があったんです。そのときに、やっぱり女性が仮設トイレのところに入るのをちゅうちょされるといいますか、非常に入りにくい、そういう感じを見受けたんです。

そういう点では、たばこの喫煙所の設置というのは考慮されてくれるというのはありがたいんですけども、そういう部分も含めて、仮設トイレから、やはりちょっと離して、そういう喫煙所なんかも設置していくということなんかも、今後、当局のほうなんかでも、少し考慮していただければどうかというふうに思うところがありますので、この3点についてお聞きをしたいというふうに思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 増田議員さんには夜の遅くまでチェックをしていただきまして、ご苦労さんでございます。

再々質問1点目、大宮緑地公園の常設ということでございますが、日常的な使用の中において、現在のところ、特に必要性について、ご意見等伺ってございません。当面は、イベントの際、仮設トイレを設置して対応していきたいと、このように考えてございます。

それから、若もの広場の女子トイレですけども、夜に電気がついていたということですが、これはご指摘のとおり、感知式のトイレになってございますので、ドア

をあけた段階で電気がつくようになってございます。

それから、市民運動会のときのたばこの喫煙所の問題でございますが、実は、運動会終了後の実行委員会、反省会の中でもご指摘をいただきました。ことしについては、仮設トイレの前にということで設置をしてございましたが、来年以降、設置場所については考えたいと、このように考えてございます。

済みません。女子トイレの表示のご質問でございますが、これもイベントの際は、先日もねりんピックを行ったわけですけれども、男子・女子のトイレと表示を別の形でやってございます。それから、ちょっと消えかかっている部分もございましたので、これは早急に対応してございます。

○田畑議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田議員。

○増田議員　次に、巡回バスについて質問を行います。

岩出市の巡回バスについては、当初、福祉バスとして出発をいたしました。住民の皆さんも利用できるようにと、現在のコミュニティバスへと変遷をしてきました。以前は、利用される方も少なく、走っているけれども、乗っている人がいないのではないかという声もよく耳にしました。現在では利用される方もふえてきています。しかし、巡回バスを利用される方からは、岩出駅を利用する場合には、和歌山線の発着時間との関係で、不都合な状況になっているという声が出てきています。和歌山線の発着時間に岩出駅に着く場合もあり、何とか改善できないのかという、こういうような声なんです。

例えば、紀泉台、吉田から来る西巡回コースでは、岩出駅に11時44分に到着します。和歌山線の粉河・橋本方面、和歌山方面の発車時刻は11時44分です。市当局の方に聞きたい。これで巡回バスを利用される方は和歌山線に乗れるでしょうか。これが現在の巡回バスの時刻表なんです。少なくとも巡回バスを利用される方が電車に乗れるよう、和歌山線の発着時刻に対応した到着時間へとダイヤの改正が必要ではありませんか。

まず第1点目として、和歌山線の発着時間に対応した岩出駅への到着時間と巡回バスのダイヤの改正、これを私は行うべきだと考えるわけなんです。当局の見解をお聞きをしたいと思えます。

2点目として、巡回バスに対してのアンケート調査については、平成26年度に行ったというようなことなんかも聞いています。しかし、岩出市では、人口の入れ

かわりが激しい実態もあります。毎年、転入・転出でどちらも約1,800人ほどあります。1年で4,000名近い方が移動があるわけなんです。単純計算でも5年間で2万人近くの人が入れかわっていると、こういうことになります。この点では、定期的に巡回バスについてのアンケート調査も必要ではないでしょうか。より一層、巡回バスの利用者をふやす上でも、市民の声が反映できるのではと考えます。アンケート調査についての見解をお聞きをしたいと思います。

3点目として、巡回バスのバス停の時刻表の看板についてお聞きをします。

現在設置されているものは、路線図が下に掲載をされて、発車時刻が上に書かれています。この発車時刻の部分です。時刻表の部分の間隔、これがやっぱり狭くて、時刻自身が見えない状況だと私は思うんです。この点で、もう少し見やすい表示へと改善できないのかなというふうに考えますが、バス停の時刻表についての見解、これについてをお聞きをしたいと思います。

4点目ですが、先ほどの3点目と同様に、巡回バスの時刻表のパンフレットの点なんです。これももう少し見やすくするようなことができないのかなというふうに思うんです。現在、この時刻表の中には、下のほうの部分に問い合わせとか運賃表、こういう部分なんかも記載がされています。この部分を、例えば、表面に移して、そして裏一面を時刻表の時間だけにする、こういうことを行えば、空欄というんですか、これが大体約4センチぐらいできるわけなんですね。そうすることによって、停留所ごとの間隔、これなんかも広げていく、そういうことを行って、もう少し見やすくしたり、文字なんかも大きくするというようなことなんかができるんじゃないかというふうにも思うんです。こういうような形での時刻表のパンフレットの文字表記の変更というんですか、改善というんですか、こういうことについての当局の見解、これをお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の2番目の1点目、和歌山線の発着時間に対応した岩出駅への到着時間へダイヤの改正をということについて、お答えいたします。

岩出市巡回バスは、高齢者を初めとした地域住民の買い物や通院など、日常生活での移動手段を確保することを目的に運行しております。巡回バスの現在のコースや時刻表は、皆様方からいただいたご意見、ご要望の蓄積によってでき上がったものであります。

巡回バスの運行ルートは3コースあり、市役所を起点・終点とし、主要な公共施

設や診療所、スーパーなどに移動できるよう地域内をくまなく巡回できるコース設定を行っております。特に岩出駅は市域を越える移動手段として重要であることから、全てのコースが岩出駅を経由し、和歌山線への乗り継ぎは確保しておりますが、JR岩出駅の運行時刻は毎年ダイヤ改正があるため、列車の発着時間に対応した時刻表にはなっておりません。

現在の巡回バスの時刻表は、平成28年4月1日に改正され、利用者にも広く浸透してきており、現時点では、巡回バス時刻表のダイヤ改正を行う予定はございませんが、利便性の高いバス運行が可能となるよう研究を行ってまいります。

次に、2点目の定期的なアンケート調査で市民の声の反映をとということでございますが、本市では、平成26年にバス利用者の満足度やバス運行に対する市民からの意見、要望等を調査するため、岩出市巡回バスアンケート調査を実施しております。前回のアンケート調査から5年以上が経過しており、現状のバス運行に対する改善内容や情報収集のため、アンケート調査の必要性はあると認識しており、今後はアンケート調査の時期や内容等につきまして、岩出市地域公共交通協議会において検討してまいります。

次に、3点目のバス停の看板時刻表の表示の改善についてでございますが、本年度、バス運行の委託先である和歌山バス那賀株式会社では、巡回バス停留所に取り付けている時刻表の一斉点検を実施し、時刻表のパネルが日に焼けて見づらくなっているものや破損等があるものは、順次新しいパネルへのつけかえを行っておりますが、今後は時刻表自体の文字の大きさやレイアウトなどもあわせて、時刻表の見やすさに重点を置き検討を行ってまいります。

最後に4点目の時刻表パンフレットの見やすい改善ということでございますが、平成29年度に、以前より文字を大きくし、また路線をわかりやすく改善をしておりますが、来年度には巡回バス時刻表の印刷を予定しております。次回の時刻表を作成する際には、文字の大きさや間隔を広げるなど、再検討をしてみたいと思います。

○田畑議長 再質問を許します。

増田議員。

○増田議員 私、最初に1つの時間帯、これを言ったんですが、当局において、今の時刻表でどのコース、何時台でどのような問題があると認識をされているのかという点、これをお聞きをしたいんです。先ほどの答弁では、何も問題がないというような内容のお答えだったと思うんですが、改めて問題があるのかないのかという点、

これについてお聞きをしたいと思います。

今、答弁の中では、いろんな各種の対応面については、公共交通協議会ですか、そこで検討していくということも言われていました。そして、パンフなんかについてもより一層改善することはできないのかなというようなことも協議をしていく。こういうことも言われていましたが、少なくとも、私はこの中でダイヤの改正、こういう部分なんかも、これは検討、ぜひしていただきたいというふうに思うんです。

その点では、先ほども私ちょっと言ったんですけど、パンフレットなんかは、これはぜひ、間隔をあけて見やすくするという事なんかも検討していただければなというふうに思います。

そういう点では、公共交通協議会でどのような議論をしていただくのか、当局の今の時点での考えについて、再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目は、どのコースで何時台にどのような問題があるというのを認識をしているのかということですが、いわゆる待ち時間が生じるということでの問題箇所というのは、待ち時間が1分から10分等、あるいはそれ以上長くなるとかいうところで、大体49カ所ぐらいは、今のところはそういった多少の待ちが生じるという問題はあるということは承知しております。

ダイヤの改正の検討につきましては、交通ダイヤを修正するという事は、いろんな方向からの検討が必要であります。それで、先ほどの答弁では、現時点ではそういう対応になっていないということですが、今後はそういうことが解消できるかどうかというのは、可能であるかどうかというのを研究を行ってまいりたいということでございます。

それと、パンフレットの改善につきましては、先ほどもご答弁いたしました、来年度には文字の間隔を広げるなどの再検討、これは行うということにしております。

あと、地域公共交通協議会における協議というのは、それぞれの専門の分野の方が集まっての協議、いろんな問題が生じたときの協議を行ってもらうということでございます。

アンケート調査につきましても、それぞれの専門の分野から集まっておられる地域公共交通協議会のメンバーに、その時期や内容等、先ほども答弁いたしました、

この検討をしていただくという方向で考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

増田議員。

○増田議員 当局の見解、これをお聞きしました。私と随分大きな見解の相違もあるのかなというふうには思うんです。バスを利用される方の視点、こういう視点をやはり私はもう少し大事にさせていただければなというふうに思うんです。

先ほども、私は岩出駅を利用する方にとって非常に不便な岩出駅の到着時刻になっていると言いました。現在の今の西巡回コースでは、先ほどの11時44分到着以外に、和歌山線、14時44分の発着で、5分後の49分に岩出駅に着くものもあります。15時14分の発車時刻では、岩出駅に15時14分にバスが到着します。朝の9時23分の和歌山線の和歌山行き、これは9時24分に岩出駅にバスが着きます。中央巡回コースでは、和歌山線の発車時刻が10時13分に対して、11分に到着します。16時46分では44分に到着します。18時46分和歌山行きは、これも18時46分に岩出駅に着くのです。東巡回コースでは8時9分の粉河・橋本行き、それと和歌山行き、この部分についても東巡回コースでは8時9分の発車に対して、同時刻の8時9分に岩出駅に着きます。これ以外にも、13時14分の和歌山線の発車に対して、13時11分にバスが到着します。

当局の皆さん、これが今の現在の巡回バスの岩出駅への到着時刻なのです。和歌山線の発車時刻に岩出駅に着いても電車は乗れません。数分あったとしても、切符を買っていたら、階段を上がったたり、いろんな年齢層の方もおられます。若い人なんかは走って駆けていくということは十分可能なのかもわかりませんが、やはり住民サイドのことを考えれば、乗れないと。いろんな方がおられるんで乗れないんじゃないでしょうか、こんな数分では。せめて、和歌山線の発着時間との関係では、やはり時間に余裕を持って乗れるような形での和歌山線に乗る対応、せめて5分前ぐらいには岩出駅に着く。そして、逆に岩出駅に到着した方が巡回バスに乗れるように、到着時間から5分後ぐらいにバスを発車する、こういうようなことなんかも考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんです。

岩出駅で10分ぐらいの時間帯、これを設けて、巡回バスの到着時刻、発車時刻という部分なんかも考慮して運行していく。こういうことをすることによって、より一層、今の巡回バス、これを利用される方もふえるんじゃないでしょうか。

先ほど、部長も、公共交通協議会で議論をされているんですから、こういった電車に乗れないような時間のダイヤという部分になっているという点を考慮

していただいて、しっかりとした、今言った 10 分ぐらいの間隔があくと。岩出駅でのことなんかをもう少し視点を置いて、ダイヤなんかも検討していく、こういうこともぜひ私は行っていただきたいというふうに思いますので、この点について、再度お聞きいたしたいと思います。

少なくとも、今言った時間帯、これについて、実際にそれを改善する必要があるのかないのか。そういう必要性についてどう思っているのかという点もあわせて、最後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ダイヤ改正について、今、岩出駅のところでは、電車とバスの接続のところで不便になっているのではないかということで、それについて検討する必要があるのではないかということの再度のご質問であったかと思えます。

バスのダイヤにつきましては、先ほども申しましたが、時刻表自体はさまざまな観点から検討をしていくこととなります。それと、やはり実際に運行を委託されている和歌山バス那賀株式会社、あるいは所管をしております国土交通省の方とかの意見をいろいろ聞きながら、果たして、それが可能であるかどうか。できるだけ不都合がなくなるようにするというのは、そのとおりのやと思えますが、技術的に可能であるかどうかと、そういったことは、やはり専門のところである岩出市地域公共交通協議会においての検討をしていただくという必要があると思えますので、その場においての検討をして、改善ができるようであれば、その方向でということで、協議会の場で諮っていきたいと考えてございます。

○田畑議長 これで、増田浩二議員の 2 番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 15 分から再開いたします。

休憩 (11 時 50 分)

再開 (13 時 15 分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告 6 番目、14 番、市来利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 14 番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、市職員採用について。

職員の採用については、定例議会初日に、市長より行政報告がされてきたところではございますが、就職氷河期世代に対する支援、採用の取り組みについて質問をさせていただきます。

兵庫県宝塚市が氷河期世代を対象に行った正規職員の採用試験では、3人の募集枠に約1,800人が応募し、当初の予定よりも採用枠を1人ふやし、4人に内定を出すことにしたというニュースが話題となりました。安定した仕事に対する高いニーズを裏づけたとも言えます。

氷河期世代は、バブル崩壊で企業が新卒採用を抑えた1993年から2004年ごろに、学校の卒業期を迎えた世代、このとき正社員として就職が決まらなかった人は多くなっています。長引く不況による企業の採用抑制と派遣労働の規制緩和による正規雇用から非正規雇用への置きかえが広がった時代であり、文科省によると、2000年前後の大卒の就職率は50%代にまで低下しました。本来なら働き盛りの年代ですが、非正規雇用や無業種状況など、不安定雇用状況が比較的多いなど、さまざまな課題に直面しています。

現在、売り手市場と言われる中でも、長く不安定雇用と低賃金で働いてきた氷河期世代においては、正規雇用への道は厳しいのが現実です。政府はアベノミクスの成果として、完全失業率が25年ぶりの低水準、有効求人倍率は45年ぶりに高水準だという高い指標を宣伝しておりますが、その内訳を見ると、非正規雇用が増大しており、その7割以上が年収200万円以下の低所得者であるという点は見逃せない問題です。さらに、これまで政治がこうした問題に目を向けず、長年放置されてきたことが問題の深刻化を招いています。

総務省の労働力調査によると、30代半ばから40代半ばの就職氷河期世代の人口は約1,689万人、平成30年現在です。このうちフリーターなどは約52万人、他の派遣社員や契約社員ら非正規で働く人や無職の人は約400万人に上るという結果が出ています。政府は、ことし6月にまとめた支援プログラムで、2020年度までの3年間で集中的に取り組み、正規雇用を30万人ふやす目標を掲げました。

就職氷河期世代に特化した支援策に、今後3年間で600億円超を投じる方針を固めたことも報道されております。政府が対策に挙げたのは、今は30代半ばから40

代半ばの働き盛りになったが、アルバイトなど非正規雇用やこうした現状は放置できない。この世代が老後を迎える 40 年ごろ、60 歳以上の人口は最多となる。手を打たないと生活に困窮する高齢者がふえ、生活保護など社会保障費の増大が見込まれると、こうした理由からです。

しかし、深刻化している人材不足に対処するために、人材労働供給源とする意図が透けて見える。問題を解決する支援とは言いがたいとの指摘や当事者からも実態を全くわかっていないなどといった批判の声も出ています。そもそもこの問題の根本は、企業の要請に応え、派遣労働や非正規雇用を広げ、雇用の調整弁として労働者を使ってきたことにあります。

まず、前提として、規制緩和など、政治的な背景のある就職氷河期世代を生んでしまったことに対し反省し、再びこのような世代を生み出さないために、安定した雇用環境を整えること。そして、企業への就労メディアなど、画一的な支援策ではなく、なかなか社会とつながりが持てない方や在宅でも可能な就労など、将来の見通しを持てるよう、一人一人に寄り添った支援が必要ではないかと私は思っています。

国の方針は、3 年間で集中的に取り組むとのことですが、これまで長いと 20 年近く安定した職につくために、何度も何度も挑戦をし続け、将来への不安を抱えながら働いてきた実情を考えると、貧困や引きこもりなどとの問題と切り離せないのも現実です。

今後、具体的に取り組みが始まるかと思いますが、重要なのは、施策の実効性を高めることです。就労を希望する人のニーズを把握し、きめ細かやかな対応が今後求められると考えます。

まず 1 点目に、就職氷河期世代への支援と対策について、市の考えと施策はどうかをお聞きします。

2 つ目は、就職氷河期世代の採用の取り組みについて、安倍首相は、国家公務員の中途採用を初め国の関係機関や自治体も取り組みを広げるべきとしています。就職氷河期世代の雇用支援を目的に始まった宝塚市の採用試験では、グループワークや面接による選考が進む中で、採用担当者は、この世代ならではの強みに気づき始めました。試験後に行われた選考会議では、いろいろな経験をしている面では、1 つの仕事をしているよりも強い面がある。福祉とか子育て施策だったり、実体験に近い経験をしている方が多いので、市役所の仕事とマッチしやすい人も多いかないと、こういった意見が出たとあります。こうした経験を生かす場としても、市でも採用

の考えはないのかについてお聞きをいたしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の市職員採用についての就職氷河期世代への支援と対策、そして就職氷河期世代の採用の取り組みについてにお答えをいたします。

現在、政府では30代半ばから40代半ばの、いわゆる就職氷河期世代で非正規で働く方、就業を希望しながら、さまざまな事情により求職活動をしていない長期無業者など、約100万人と見ており、この世代の正規雇用者については30万人ふやすことを目指しています。

岩出市では年齢バランスも考慮し、毎年計画的に職員採用を行っているところがあります。市では正規職員としての氷河期世代を限定した採用は現在行っておりません。専門職において、氷河期世代の一部も含まれる年齢まで引き上げて、募集を行っているところでもあります。

詳細については、担当部長から答弁いたします。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 市来議員の市職員の採用についての1点目、就職氷河期世代への支援と対策、そして就職氷河期世代の採用の取り組みについてですが、岩出市においても職員の年齢構成の状況では、氷河期世代と呼ばれる30代半ばから40代半ばにかけての職員数は、全体で25%と、その前後10年の世代が各32%であるのと比較すると、氷河期世代は若干少ない状況にございますが、市においては、毎年計画的に採用を行っており、また、一般事務職については年齢相応の積み重ねた行政経験も必要であることから、氷河期世代への受験資格対象の拡大は難しいと考えます。

一方で、保健師等の専門職においては、育児を一段落した方の職場復帰を見据えて、受験者の対象年齢の引き上げを行っているところであり、今年度においては保育士の対象年齢を37歳まで引き上げております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず1点目、一般職に至っては計画的に行っているのですが、氷河期世代に対する就職については、市としては難しいのではないかというふうにおっしゃいました。一方で、専門職に関しては、今回、保育士に対しては年齢対象を上げているということです。私、先日、保育士の採用について、これまでも保育士については、やはり子育て世代が終わった方々に正規の職員として雇ってもらうことが必要

ではないかということをごこれまで申し上げてきたわけで、それに対して、37歳までの年齢引き上げが行われてきたということです。

これはすごく私にとっては大事なことではあると思うんですが、実際に、私が問い合わせたときには、そのときには募集にまだ来られてない、募集に応募がないということをお聞きしました。現在、締め切りが終わっていると思いますが、その締め切りの時点での募集人数はどうだったのか。また、37歳という年齢制限になっておりますが、これをもう少し引き上げるといふ、そういったお考えはないのか、そのことについてお聞きをしたいと思っております。

2つ目は、先ほども言いましたが、氷河期世代には職業のトラブルや引きこもり状態になった方もいる。安倍首相は、自治体や民間団体が連携し、こうした引きこもり状態になった方々への支援も充実させたいとも考えているという報道がございました。もちろんそれには就職相談や引きこもり状態の方々の本人や家族など、相談体制や支援が重要となってまいります。

市内の引きこもりの実態というのをつかんでいることができるのか。また、今後つかもうとしているのか。そして、さらにはそうした方々の対策というのは具体的にあるのか、この辺をお聞きをしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

保育士の応募人数が何名であったかという問いであったと思っておりますが、応募者は6名でございます。

それともう1点、今後、年齢の引き上げですが、今回初めて37歳まで上げた、まだ段階でございますので、今後については状況を見て検討させていただきたいと思っております。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 市来議員ご質問の引きこもり対策についてですけれども、現在、岩出市に在住する義務教育終了後の引きこもり状態にある方とその家族並びにその支援者を対象にした引きこもりサポート事業を引きこもり者支援のスキルの実績のある社会福祉法人に委託して実施してございます。

また、相談窓口を設置しまして、訪問や同行による支援、居場所の提供、自立就労のコーディネート等の支援を行ってございます。また、毎月1回ずつ、あいあいセンターと図書館で巡回相談等を実施してございます。

実態についてですが、詳細については、現在ちょっと把握はしてございませんが、相談実績としましては、年間で約 299 名の相談件数がございます。

済みません。先ほどの年間実績と言いましたが、4月から11月ということですので、申しわけございません。

○田畑議長 総務部長。

○大平総務部長 先ほど、市来議員の再質問の際に、保育士の募集の応募の状況を6名とお答えいたしました。消印有効の者が1名、郵便で来ているということで、7名ということで訂正させていただきます。申しわけございません。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 学校給食の安全性について。

輸入小麦で作られたパンから発がん性の疑いのあるグリホサートが検出され、学校給食のパンの安全性に不安が広がっています。グリホサートは、アメリカのモンサントのラウンドアップなどの除草剤に使われる化学薬品、世界中で一般的に使われている除草剤の成分、グリホサートにさらされると、がんのリスクが41%増大するという研究結果が、このほど学術誌にも発表されました。

ワシントン大学の研究チームは、これまでに発表された調査結果を検証した結果、グリホサートの主成分とする除草剤と免疫系のがん、非ホジキンリンパ腫のリスク増大との因果関係が認めれたと発表しています。

世界保健機関、WHOの国際がん研究機関は、人に対して、恐らく発がん性があるというグループにグリホサートを分類しています。この除草剤が原因で、非ホジキンリンパ腫を発症したという訴えも相次ぎ、2017年までに800人以上がモンサントを提訴、翌年には原告の数が数千人に膨れ上がり、モンサントに対して賠償金の支払いを命じる判決も出ています。

現在、日本は、年間500万から600万トンの小麦をアメリカ、カナダなどから輸入しています。農林水産省によると、輸入小麦のグリホサートの残留分析結果でも、アメリカ産は97%の検出率、カナダ産は100%の検出率という結果が出ています。

国内の大手の3社の小麦からグリホサートが検出されたという報道もあり、小麦の流通については、国が一括して海外から入れたものを国内に流通しているので、

この大手3社だけではなく、国内に流れているものほとんど、ほぼ同様の小麦が流れていると思います。

農民連食品分析センターは、このほど小麦を使用した各種メーカーの食パンを検査したところ、国産小麦を原料とした食パンからはグリホサートが検出されていない。輸入小麦を使用した食パンからは検出されているという結果が出ました。

さらに、学校給食会のホームページに公開されていた情報をもとに、給食に出されるパンを分析、国産と輸入小麦を配合したパン、輸入小麦のみを使用したパン、国産小麦だけを使用したパンを分析したところ、結果、国産小麦のみを使用したパンだけが検出されませんでした。

輸入小麦を利用したものは残留濃度 0.05 から 0.08 p p m が検出されています。感受性が強い子供たちが食べて大丈夫なのかということが心配になります。安全性を問えば、国の基準値以下や検査が行われている。だから問題ないと安心しているかもしれません。しかし、日本は農薬メーカーの要望に応じて、2017年にグリホサートの残留基準値を 5 p p m から 30 p p m まで緩和し、そして、基準を超える違反はないと検査数値を公表していません。

しかも、今の摂取状況ならば、人体には影響がない。発がん性の心配はないとしています。しかし、世界を見てみますと、オーストリア、チェコは全面使用禁止、ベトナムは輸入禁止など、規制の動きが世界に広がっております。世界の流れに逆行する日本政府、最近、健康や食物・食品に対する市民・国民の意識が高まっていることもあり、規制の緩和で消費者の間でも不安が高まっています。

国会で学校給食のパンから発がん性が指摘される化学物質、グリホサートが検出されている問題では、江藤農水相は学校給食については、少しステージが違うと思うので考えたいと述べています。学校給食は、安心・安全なものを子供たちに提供することが一番です。

市でも地産地消に取り組み、また徹底した衛生管理、食育の学習などを行っているところではございますが、質問をいたします。

まず初めに、グリホサートなど農薬の危険性の認識について、お聞きをいたします。

2つ目は、市内学校で提供されているパンの小麦の割合、国産、外国産、どれぐらいになっているのかをお聞きします。

3つ目は、安全性は確保されているのかについて、お答えください。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 市来議員の学校給食の安全性についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、グリホサートなどの農薬の危険性については、小麦粉から除草剤の成分、グリホサートが検出されたと報道されたことは認識してございますが、発がん性があるとする国際がん研究機関（IARC）と発がん性はないとする国際連合食糧農業機関（FAO）、世界保健機構（WHO）と合同残留農薬専門家会議（JMPPR）と評価が分かれているのが現状であると聞いてございます。

2点目の小麦の国産、外国産の割合についてでございますが、給食パンの小麦は、100%外国産を使用しております。

3点目、安全性確保についてであります。基本的に、学校給食で使用する食材等は国の食品衛生法の規定に基づき検査されたものであり、安心・安全なものを提供できるよう常に配慮し、地産地消を推進する中、可能な限り県内産・国内産のものを提供できるように努めているところです。国産が少ない小麦粉については、国の残留基準値を下回る検査証明書つきのものを製粉会社から購入しており、議員ご指摘のとおり、引き続きバランスのとれた献立づくりに努めるとともに、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員 まず、市内学校で提供されているパンの小麦については、100%が外国産ということでありました。先ほど私が申したとおり、アメリカ産やカナダからの輸入の小麦にはグリホサートが検出がされているという結果が出ています。これについて国が検査を行っているから安全であるという認識になっていると思うんですが、パンについて、実際、残留農薬の検査を行ったということはありますでしょうか。

例えば、学校給食会、そこを通して、そういう検査が行われているのであれば、その数値を把握しているのか。また、やっていないのであれば、やはり一度検査を試してみるのも、やっぱり大丈夫かどうかというのは、もちろん目で確かめるということも大事であります。より安全な子供たちに食を提供するのであれば、もちろんそういうのを知った上でも大丈夫だということを言い切ることのほうが、私は重要ではないかと。であるならば、検査をするべきではないかという形がありますので、その検査についてはどうなのかということをお求めたいと思います。

また、国産の小麦、全量使用に踏み切ることが一番ではございますが、しかしな

がら、小麦はなかなか日本では独自で生産できるという、全てのものをということにはなりません。

例えば、今、米粉を使用したパンだったりとか、小麦にかわるものでパンがつけられるという時代もできてきています。例えば、そういうものを導入することができないのかどうか、これもぜひ検討してみる価値はあるのではないのでしょうか。

また、小麦を使用しているのはパンだけではなくありません。麺類やパスタなどにも含まれますが、こうした小麦の割合や検査等々はどのようになっているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 再質問にお答えいたします。

まず1点目に、岩出市の給食パン、グリホサートの調査すればということですが、製粉会社、製造元のほうへ問い合わせましたところ、カナダ産が0.3ppm、アメリカ産が1.5ppmということで、いずれも基準値を下回ってございます。

それから、小麦にかわる原料でということですが、これは今後研究したいと思います。

それから、パスタ等のお話も出ましたが、これも納品業者に問い合わせましたところ、国の安全基準に適合したものを使っているということでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 1点だけなんですけど、やはり小麦に対する製粉会社からの問い合わせによって、やっぱり多少なりとも、先ほど私が申し上げたように、出ているという結果があらわれています。先ほど言いました農水省のほうでも、やっぱり学校給食については少し違うと。子供たちが食べるもので、ステージが違うと思うので考えたいと述べているのと同じように、やはりここは研究することも必要ではないかと。先ほど言ったみたいな米粉に対するものを使用するとか、そういったことについては十分研究を行い、ぜひそういうことをパンの会社ですね、提供をいただいているところも含めて、提案をしていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 小麦にかかわらず、国内で流通している食品等につきましては、全て厚生労働省等におきまして、安全委員会で検査されているということでございま

すので、我々としましては、やはり国の基準を下回ったものを使用していく。給食だから別物だというような考え方はございません。市販されているパンについても、これも同じことでございますので、提言していくということは考えてございません。

○田畑議長　これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　3点目は、再生可能エネルギー対策についてであります。

今定例議会におきまして、岩出市農林漁業の健全な発展と調和のとれた地域活性化基金条例の制定についての議案が提出されました。これは再生可能エネルギー電気の発電設備を整備したのから納付されたお金を基金に積み立てるものとなっています。

こうした仕組みを行えるのは、農山漁村再生可能エネルギー法を活用することで可能となります。農山漁村再生可能エネルギーは、農山漁村に豊富に存在する資源を農林漁業との調和を図りながら、再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業、農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結びつけていくための枠組みです。

本法は、各市町村が地域の基幹産業である農林漁業の発展に必要な農林地等を確保しながら、再生可能エネルギー発電を契機とする農山漁村の活性化を図る上で、有効なルーツを提供するものとなっております。

岩出市で対象となる場所は、山地域にある、もともと第2パイロット事業地に適用、今回この議案を精査する段階で、岩出市農山漁村再生エネルギー電気発電基本計画があることがわかりました。2016年（平成28年）9月に策定され、公表されているので、インターネット等で見る事が可能となっています。基本計画には、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針を岩出市として打ち出しています。

まず、この基本計画について、いつ、どういう目的で作成されたのか、お聞きをいたします。

2つ目に、法律において、市町村の役割は何かということをお聞きします。

3つ目は、多様な関係者が参加する協議会における協議等を経て作成される基本計画において、その市町村が目指す再生可能エネルギーの導入のあり方や具体的内容を示すことで、地域主導の再生可能エネルギーの導入を推進することができる。協議会を活用することにより、地域の合意形成をスムーズにし、再生可能エネルギ

一の導入を円滑に進めることができると手引には書かれていますが、協議会の有無、そして、構成はどのようになっていますでしょうか。

次に、基本計画の公表について。

過去に、私はこの山地域における太陽光発電の問題を一般質問しております。平成 29 年 6 月議会です。その中身については、住民への不安の解消や説明会の実施、景観と環境問題、集中豪雨での土砂災害の問題等を質問いたしました。

しかし、答弁では全くこの基本計画の存在すら報告がありませんでした。太陽光発電設備設置事業指導要綱のもとにお答えに、答弁としてはなっています。当然、独自に要綱を定め、それにのっとり進めていくことには間違いはありません。しかし、この場所は農山漁村再生可能エネルギー法を活用します。協議会を活用しながら、市町村が主導して再生エネルギー発電を推進するものとなっています。基本計画をもとに進められてきているにもかかわらず、全く説明がなかった。手引等では作成された基本計画は積極的に PR とも書かれています。

私は、一般質問において、市は説明するべきではなかったのか、このことについて市の見解をお聞きしたいと思います。

そして最後に、基本計画の内容についてです。

まず 1 つ目は、自然環境の保全と調和について。

2 つ目は、景観との調和について。

3 点目は、目標の達成状況についての評価について。

4 点目は、撤去と原状回復について。

どのように記載があるのか、お答え願いたいと思います。

○田畑議長 ただいまの 3 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員ご質問の 3 番目、再生可能エネルギー対策について、お答えいたします。

まず 1 点目、岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気発電基本計画は、いつ、どういう目的で作成されたのかについてですが、この制度では、再生利用が困難な農地等に再生可能エネルギー発電設備を誘導することなど、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電設備の導入を促進し、地域の活性化を図ることを目的として創設されたものです。

岩出市におきましては、荒廃が進み、再生利用が見込めなくなった果樹園地に再生可能エネルギー発電設備の整備を誘導することにより、無計画な農林地の転用を

抑制し、それとあわせて、発電の利益の一部を市に納付させ、基金に積み立て、これを地域の農林漁業の健全な発展のための事業の財源として活用することを目的として、平成 28 年 9 月 9 日に基本計画を作成したものであります。

次に 2 点目、法律において、市町村の役割は何かについてですが、この法律は地域主導で再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図るものであることから、基本的自治体である市町村が中心的な役割を果たすこと前提としています。具体的には、国の基本方針に基づく基本計画の作成、基本計画の作成実施のための協議会の組織運営、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとするものの作成する設備整備計画の認定、認定設備整備計画の的確な実施を担保するための指導及び助言等とされております。

次に 3 点目、協議会の有無、構成はについてですが、協議会につきましては、平成 28 年 3 月 31 日に設置しており、構成につきましては、市再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者、紀の里農業協同組合、岩出市農業士会、関係住民、岩出市農業委員会、和歌山県としています。

次に 4 点目、基本計画の公表についてですが、基本計画の作成後、平成 28 年 9 月 13 日に市ウェブページに公表しております。

なお、先ほどのご質問で、前回の議会での一般質問で、答弁において、岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気発電基本計画について説明がなかったということなんですけども、平成 29 年第 2 回定例会の一般質問では、太陽光発電設備設置について、法規制や環境影響等へのご質問であったことから、開発指導の観点から答えさせていただいていたものでございます。

次に 5 点目、基本計画の内容についてですが、1、自然環境の保全と調和については、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境の保全に十分配慮する。2、景観との調和については、当市は紀の川に沿って市街地や田園地帯が広がり、また、北部は和泉山脈が東西方向につながり、緑豊かな山並みを形成していることから、これらの景観が損ねないように適切な配慮を行う。3、目標達成状況についての評価については、目標達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画、その実施状況を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。4、撤去と原状回復については、再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が土地の賃貸借契約期間満了までに土地の原状回復する義務を負い、それまでに発生する費用の全てを負担することとするとしております。

○田畑議長 再質問を許します。

市来議員。

○市来議員　まず1点目に、農林水産省が出している基本計画の作成等の手引では、基本計画は市町村が中心となって作成します。また、設備整備者から基本計画の作成について、市町村に提案することが可能となります。市町村のイニシアチブを基本計画を作成するケースでは、設備整備者がいる場合、設備を整備しようとする場所等について、市町村から設備整備者にコンタクト、この段階で、市町村は地域活性化、土地利用、調整等の観点から、まちの振興計画と連携させつつ、基本計画の作成を開始、設備整備者がいない場合は、具体的な再生可能エネルギー発電設備の整備の計画に先立って、市町村が再生可能エネルギーの導入の検討を開始し、地域の活性化、土地利用調整等の観点から、あらかじめ基本計画を作成、設備整備者のほうから、逆に市町村に対し、基本計画の作成を提案するケースでは、発電設備の設備を行おうとする場所が決まっている段階で提案する場合、設備整備者が発電機設備を行おうとする場所を決めており、当該場所をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成を提案する。

また、それ以外に、他の方から市町村に働きかける場合があります。これは地域の活性化のための指標として、再生可能エネルギー発電の導入を考えている地域の方々が、その導入方法等も含めて、市町村に相談し、基本計画の作成を要請する場合です。

岩出市の場合は、これらのどの契機となって、この計画が進められてきたのか、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

協議会がつくられているということです。こちらの手引には、協議の内容、基本計画の円滑かつ確実な実施のため、協議会における協議の記録、または概要を作成するとともに、広く地域の住民の理解を深めるため、それを公表することが重要と書かれておりました。こうした協議会で話し合われた議事、また公表というのは、岩出市としてはやってきたのかどうかについて、お聞きをいたします。

質問の3点目は、基本計画内容の目標達成状況についての評価です。手引では、目標の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、基本計画の作成主体である市町村は、その実施状況について、自己評価することが重要です。そのため認定設備整備計画の実施状況と調査、目標が達成されない場合の原因分析など、基本計画の目標の達成状況の評価の方法を定めるようにしてくださいとあるが、その評価方法は岩出市として定めていますか。これをお聞きいたします。

次に、岩出市の計画では、10年間で11メガワット導入を目指すとあるが、パネ

ルの数にすれば何枚のパネルになるのかについて、お聞きをいたします。

毎年、認定設備整備計画、その実施状況を調査するとあるんですが、これは市で独自にできるのか、それとも専門家を交えて行っていくのか、これについてお聞きをいたします。

そして、目標年度までに達成されなかった場合の対応について、市は何か考えているのか、お聞きをいたします。

次に、市の計画では、再生エネルギー発電設備を撤去する際は、設備整備事業者が土地の賃貸借契約期間終了までに、土地を原状回復する。更地にして返還、義務を負い、それまでに発生する費用の全てを負担することとなっています。これは発電設備が放置されないように定めるようになっているものです。手引の中でも設備整備計画の審査を行うときには、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれるかどうか確認することとなっておりますが、こうした確認や撤去に関する計画は十分と言えるものになっているのかどうか、この辺をお聞きします。

次に、経済産業省のホームページからも資源エネルギー庁の太陽光発電事業計画策定ガイドラインには、撤去及び処分の説明では、事業計画に基づいて、事業終了後、撤去及び処分費用を適正に確保するため、計画的な費用の積み立てを行うこととしています。これは事業計画策定の段階において、その費用を想定しない事業者が多数存在していることが報告されているためです。

そのため事業終了後に発電設備が放置されるといった状態を危惧しているから、こういうガイドラインにきっちり書かれている問題なんですが、撤去に必要な費用等の事業者への確認、これ行っているのかどうか、今後どうするのか、聞いているのかどうかをお聞きします。

次に、自然環境の保全と調和について、先ほどお答えになっていただきました。私が一般質問したときには、もちろん岩出市における規則における答弁で、こちらについて計画のほうは報告されなかったわけです。しかしながら、私が聞いてきたのも、自然環境の保全と調和、例えば、自然環境であったら、普通でしたら、環境アセスメントをとるのがいいのではないかとか、そういったものを事前に出しながら言ってきたわけですが、この自然環境の保全と調和について、どのように、また地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境の保全、これはどのように、今回配慮されてきたのか、これについてお聞きをいたします。

それから、最後にですが、住民の方々からは、やはりまだまだ不安の声が出てき

ています。これまでにある再生エネルギーの太陽光発電施設の問題だけではなく、農山漁村再生エネルギー法を活用したことであれば、これ事業者だけの責任においてではなく、市としても十分に説明責任を果たす義務が生まれていると考えられます。

市民の疑問や不安に対し説明をしていく、またしっかりと不安を解除するために、お答えになっていく必要があると考えますが、それについて、市としてどうしていくのかをお聞かせください。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、事業に至った経緯についてですが、今回の事業地は、昭和 50 年代から、当時好調であったミカン、ハッサク等の果樹生産のため、岩出市の農業者が開拓組合を組織し、先進農地開拓事業により農政を行った果樹園でありまし。しかしながら、開拓事業の完成時には、果実の価格が暴落していたため、期待されていた生産高収益を上げることなく、長年耕作されることなく放置されてきたところ、組合員の高齢化と後継者不足が拍車をかけ、土地の管理もままならず、関係者は土地の有効利用を模索している状況となっております。

そのような中で、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が施行され、従来の農地関係法令では、困難であった土地利用への手段が示され、市としましても、地域の農業振興の発展に寄与するものであることから、土地所有者とともに事業を進めてきたものであります。

それと、促進協議会の協議内容につきましては、岩出市再生可能エネルギー電気発電促進協議会につきましては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律及び岩出市農山漁村再生可能エネルギー電気の発電基本計画案について協議を行っております。

なお、公表については、情報開示請求をいただければできます。

それと、パネルの枚数につきましては、4万 1,376 枚となっております。

それと、自然環境の保全と調和につきましては、設備整備計画において、自然公園、鳥獣保護区など、自然環境の保全に係る法令等による規制がない区域であることを確認し、設備整備により希少な動植物が影響を受けないよう配慮してございます。

また、森林の伐採による水源の涵養などについても、1ヘクタールを超えない小

規模な伐採であることを確認してございます。

それと、目標達成につきましては、毎年度、市において設備整備事業者による事業実施状況や財政状況について報告を求め、目標の達成状況について確認してまいります。

それと、パネルの撤去の関係なんですけども、基本計画及び設備整備計画では、企業終了後の撤去、原状回復を明記してございます。また、設備整備計画の認定申請書では、再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用、負担及び確保の方法として撤去及び原状回復の費用を算出し、年間売電収入の一部を20年間にわたり積み立て、これに充てることが記載されているものであります。

また、これを確実に履行させるため、毎年度、事業実施状況や財政状況について報告を求め、担保していく考えであります。チェック体制については市で行う予定としております。

一方で、県では国に対し、発電事業終了後、太陽光発電設備が放置される事態が発生しないよう、発電事業者による廃棄等の費用の積み立てを担保する仕組みについて、法整備を行うなど、実効性のある対策を早急に講じるよう、昨年度から要望し、国において、現在、太陽光発電設備の廃棄等、費用の積み立てについて、原則として外部積み立てを求める方向で、専門家による議論が行われたと聞いてございます。

それから、地域住民の安心感を得るためにどのようにできるかということなんですけども、岩出市太陽光発電設備設置指導要綱の規定に基づき、工事完了届出書を提出させ、計画どおり施工されているかを確認します。また、市民からの問い合わせ等があった場合には真摯に対応し、事業者に対し説明会の開催を促すなど、地域住民の情報提供に努めてまいります。

なお、設置工事完了後、市民の求めがあれば、現地の見学などの実施を事業所に対して働きかけ、地域住民の安心感を得られるように努めてまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

市来議員。

○市来議員 協議会の話し合われた議事についての資料を請求をすれば開示するということですが、手引では、先ほど言ったみたいに積極的に市民の理解を得るために公表することが重要だと。求められたら出すのではなく、公表が大事ではないかということを書かれていたんですが、もちろんこれを開示させていただいて、資料は請求したいと思っております。

もう一度、協議会にかけていただいたらいいと思うんですが、請求がなくても公表する、そういったお考えはないのかという点について、ちょっと1つ検討していただきたいなと思います。

あとは最後に、今現在、まだ施工中になっていると思うんですが、住民側からというよりも、地域に住まわれている方々は何を心配しているかといったら、雨降ったときに土砂が崩れてこないか、また、設置したパネルが台風などで飛ばされへんかというようなことも含めて、いろんな心配もあります。また、あそこの地形のことも、もちろん地域の中では住んでいらっしゃる方はよくわかっていらっしゃる方がいらっしゃったら、やっぱりどうなっているんだろうというのを心配すると思うんです。ちゃんとそれは見学会ができるように、必ず市民の方に、地域にお住まいの方には、必ずご報告して、できるようにしていただきたいということを必ずやっていただきたいということを求めます。

先ほど、終了すれば基金にお金をためるようというふうに言われていたんですが、例えば、もし設置事業者が倒産だったり、発電設備が、例えば放置されるといった状況になった場合、どのような形での対応になってくるのか、その辺だけ、市として対策は、万全な対策はとっているのかということだけ、最後にお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、会議の内容について、再度審議会のほうで検討してはどうかということですが、今回の件についての審議会は終了しておりますので、また、次回、こういう機会がある際には、ぜひともそういう積極的に公開になるように進めてまいりたいと思います。

それから、見学会については、事業者のほうにも了解をとっておりますので、そちらについても実現できるように考えていきたいと思います。

それから、万が一、事業者倒産とか放置された場合に、パネルの撤去についてということですが、こちらにつきましては、実際にお金をこっちに預かるというような手段ができないと思われまますので、有効性を確保するために、先ほど、事業部長のほうからも答弁いたしましたように、県としても、国に対して、法令による確実に履行を求める仕組みというものの設立というか、それを求めております。現在、専門家により議論行われているということですのでございますので、市もその状況を注視

しながら、確実な方法になるように、こちらも努力していきたいと考えています。

雨降ったときのご心配というご質問あったかと思うんですが、これにつきましては、岩出市のほうでは、都市計画法の開発による基準と同等の基準によりまして、太陽光発電の指導要綱というのをつくってやっておりますので、これを市の職員が完成届、書類の審査とともに、現地でも確認していきます。十分な防災対策がとれていることを確認したいと思います。

○田畑議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時30分から再開します。

休憩 (14時15分)

再開 (14時30分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

最後になりましたが、あとしばらくおつき合いをお願いしたいというふうに思います。

まず第1点目であります。第1点目は、墓地公園に関してであります。

墓地公園については、販売開始以降、既に14年余りが経過しております。この墓地公園は市民の墓地不足に 대응するために設置されたものでありますが、しかし、この間の推移を見てきますと、さまざまな課題や問題点があると考えております。

そこで、以下の点について質問を行います。

現在までの販売基数はどうなっているのか。また、残基数はどうなっているのか。

2番目に、販売してきた中で、岩出市内外の住民及び市外の数の比率についてはどうなっているのか。

それから3番目に、この墓地公園を購入した際、実際に使用していないと。できない理由について、どのように把握をしているのか、既存の菩提寺との関係で、遺骨並びに仏様を移動することができない問題があるということをお聞きしておりますが、それ以外にも、その対策及び悩みの解消について、どのように取り組んでおられるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、公園墓地に関して、通告に従い、お答えいたします。

まず1点目、販売基数及び残数についてですが、平成31年3月末現在の墓園販売区画数は1,118区画で、残数は926区画です。

次に2点目、市内外者への販売数についてですが、全体としては、平成31年3月末現在、市内が939区画で、市外が179区画です。また、住所要件を緩和した平成28年度より前11年間で129区画、平成28年度以降3年間で50区画の販売があります。

次に3点目、既存の菩提寺との離脱問題、対策はどうかについてですが、根来公園墓地では、そのような案件は把握しておりません。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員、1番目の3点目の質問についてお答えします。

市では、既存の菩提寺との離脱問題などについての相談等は把握しておりませんが、全国的な事例として、菩提寺から離檀する場合に、金銭支払い等のトラブルがあることは認識してございます。

市といたしましては、墓地、埋葬等に関する法律第5条の規定に基づき、改葬等の許可を行っております。また、同法施行規則第2条第2項による墓地管理者からの証明書、墓地管理者の作成した埋葬、もしくは埋蔵、または収蔵の事実を証する書面の発行が必要となります。墓地管理者は、正当な事由もなく証明書の発行を拒むことはできないものとなっておりますので、原則として、当事者双方において解決すべき問題であると考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この間、墓地問題については、何回か一般質問でもしてきました。当初の計画で順調よく完売の見通しが立てておられるのか、残基数のことを考えますと、まだまだ900余り残っているということでもありますから、これについては、今日の販売計画をして売りに出された経過等も含めて、どのような数字になっているのか。募集をしたけれども、募集件数についてはどのようになっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の菩提寺との関係で、各部長は問題点については理解している

けれども、そういうことはないということなのですが、私が直接お話を聞きますと、既存の菩提寺で、その在所から新しく転宅して、そのお寺さんとの間で墓じまいをして、この墓地公園をかうてるんで、そちらへ変わりたいというお話をすると、こういう事例を聞いております。

あんたそこは、この間ずっと長い間、この菩提寺で、このお寺でお世話になっていると。なぜそういうところへ変わるんだと。変わる理由について話しますと、威嚇的に罰が当たるとか、それから、お寺さん自体も、昨今、檀家の数が減ってきて、生活がしにくいという背景もあるかと推測するんですけども、この問題については、やはり墓地公園を販売している岩出市として、避けて通れない課題ではないかなと。スムーズな円満な墓地公園の移設が、仏さんの移動ができるような対策をとるべきではないかということをおもっております。

現に、その方はこのことをお寺さんに言っても怒り飛ばされるし、先ほど言うたような状況を言われると。そのストレスで病気にかかって、精神科のほうに通わざるを得ないという実態を訴えておられるわけでありますから、放置することはできないんじゃないかというふうに私は考えておりますので、岩出市として、何らかのアドバイスなり、そういう手段を講じて、民民の問題であります、しかし、岩出市民の声を率直に悩みを聞く、そして解決をしていく、こういう手だてをやるべきだというふうに考えておりますが、再度お答えをいただきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

根来公園墓地につきましては、全体区画 2,044、そのうち市外の割り当てを 400 として売り出したわけなんですけども、年間 50 区画を目標として事業を進めております。いろいろ販売促進を図るため、公園墓地の終活セミナーであるとか、墓地の展示会であるとか、小学生の絵画展などのイベントの充実であるとか、いろいろ広報なり新聞折り込みの対処をして、テレビコマーシャルなどを実施しているところですが、なかなか販売に至ってないのが現状でございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再質問についてお答えします。

尾和議員のご説明のありました脅迫めいたことを言われる者がいるということに関しましては、市としては、現時点において、管理者から脅迫を受けた等の相談はございません。先ほど答弁しましたとおり、当事者双方において解決すべき問題で

あると考えてございます。

なお、使用者と墓地管理者、双方それぞれの立場の理由によりトラブルが発生しているケースも少なくないということでございますが、お墓を立てた当時の契約内容なお墓を撤去する場合に、区画を更地に戻すなど、さまざまな墓地管理者と使用者、双方で取り決められた事項が個別にあることも考えられます。

また、場合によっては、お墓移転により離檀する場合もあり、離檀料が発生するなど、個別事案でもありますので、特別慎重に対応すべきものであると考えます。まずは管理者と使用者、双方において解決していただきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 当事者間で解決していただきたい。それは私も否定するものではありません。現に、その方の話を聞きますと、市のほうはそういう相談を受けてないということですけども、相談に行っただと。行っただけども、そういうことの取り扱いをしてないんで、おたくらでやってくれということですよ。

もう1点は、菩提寺を離檀するときに、もちろん墓じまいですから、全ての墓石か納骨、それについても整理をして、そこから引き上げる場合は、それは払いますよというんですけども、それでも対応してくれないと。実際には買うてはおるんですけども、変わることができないんだと。そういう声に対して、やはり市としても、そういう相談窓口で可能な限りアドバイスをしてあげるといふことは、やるべきではないかというふうに思っておりますので、善処して研究、研究というたらおかしいんですが、善処していただきたいことを重ねて求めておきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再々質問についてお答えします。

先ほども申しましたとおり、担当のほうで確認しましたところ、相談等はございませんでしたということでございます。

なお、墓地管理者からの証明書等が必要になろうかと思いますが、それにつきましては、墓地管理者は正当な事由もなく、証明書の発行を拒むことはできないというものとなっております。

原則として、当事者双方において解決すべきであると考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の質問を行います。法務局岩出出張所の件については、ことしの6月に問題点を指摘して、岩出出張所の閉鎖については何とかしてほしいということで、市民の皆さん、あるいは士業の皆さんから声が上がってきておりました。市長の答弁では、紀の川市と岩出市共同で法務局のほうに申し入れをしたということであり、申し込みをした結果について、今日までどのような状況にあるのか。法務局に申し入れた後の経過について、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目、岩出法務局についてであります、和歌山地方法務局によりますと、当初の統合予定は令和2年2月であるとの説明があり、平成31年3月29日に和歌山地方法務局に対し、統廃合について再考いただくよう、紀の川市と連名で要望を行いました。その後、統合予定時期が令和2年の8月に変更になったと聞いてございます。

また、登記事項証明書の請求については、オンラインでの手続きができるとの説明もその場であわせて聞いてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 令和2年2月から6カ月、半年延びたというご説明であります。延びたのはいいんですが、8月には閉鎖をするということなのか、それとも現在検討中なのか、その後の動きについては岩出市のほうでは把握をされているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

令和2年8月に統合の予定時期が変更になったというのは、今のところ、それで廃止をするというふうに聞いてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは市民生活にも非常に重要な問題でありますし、私は一番懸念するのは、これは同じなんですが、オンラインでできるということは、私も承知しております。オンラインによる登記事項証明書も取得できるということは、私も知っ

ておりますが、実際、紙ベースでそれを取得するということになると、本局まで行かなあかんという状況に、多くの方が、認証番号とか、そこへ入っていくパスワードとか、設定をしないとあきませんので、多くの岩出市民の90%からは、そういう手続方法も知らない人が多いと思います。

そういう意味では、今日、8月以降は閉鎖をするという今のお言葉ですけども、ぜひ継続して、再度万難を排して、努力をしていただきたいというふうに思います。

また、市職業務においても、一々和歌山市内まで必要なものについてはとりに行かなあかんということになりますと、半日仕事、ひいては1日仕事になりますから、一般の業務に支障を来すということもありますので、ぜひこの件については、再度紀の川市とご相談をしていただいて、延期、継続という方向で取り組みをやるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

市民や市の業務に影響があると思うので、再度要望書を提出するというふうな動きをという質問内容だったと思います。再度の要望につきましては、状況を見ながら、紀の川市と相談しながら検討してまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、公文書管理についてお聞きをしたいと思います。

市が公権力で収集した情報について、行政は厳格な管理をしていく責任があります。岩出市においても同様であると考えます。行政実務や条例に沿ったものになっているのかどうか検証したいというふうに私は思います。公文書ガイドライン改訂に参加した三宅弁護士は、意思決定過程や事務事業の実績の合理的な後づけの検証に必要な文書は、保存期間が1年以上とされております。今日起きている公文書の破棄は、その理由に当たらないと発言をされております。

その観点から、岩出市において、以下の点について質問をいたしますので、ご答弁をいただきたいと思います。

まず第1点は、公文書の定義及び公文書が市民の共有財産であることの市の責務はどのようなかであります。

2番目は、本市における公文書の保存期間を1年未満と定めた例や事業終了後速

やかに破棄するといった例があるのかについて、お聞きをしたいと思います。

それから3番目は、公金支出の公的行事への招待者の名簿を開示請求があっても開示しないと考えているのか。もしそうであれば、どういう根拠によるものかであります。招待者名簿については、保存をしているのかどうかについてであります。破棄するということは事例としてあるのか、重ねてお聞きをしたいと思います。

4番目に、公文書のバックアップデータ、これについては公文書であるということなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

5番目は、パソコンの入れかえ時、多くのパソコンが古くなると入れかえをしたりしておりますが、これらの入れかえ時において、ハードディスクの処分先及びその方法についてはどのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の公文書の管理についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の公文書の定義についてであります。岩出市情報公開条例第2条第2項において、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書とか図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他、これらに準ずる手続を終了し、当該実施機関が管理している文書と規定しております。

次に、公文書が市民の共有財産であることと市の責務はについてであります。情報公開条例第3条において、実施機関の責務として、市民の公文書の公開を請求する権利を十分に尊重することとされており、この責務を果たすためには、公文書の適正な管理が必要であります。岩出市では、岩出市公文書管理規定を定め、適正な管理に努めているところであります。

次に、2点目の保存期間を1年未満と定めた例はあるかと、事業終了後、速やかに廃棄すると定めた例はあるかについてであります。先ほどの管理規定では、保存期間を永年、10年、5年、3年及び1年の5区分としているところであり、そのような例はありません。保存期間を定めた後は、当該公文書が完結した年度の翌年度から起算して、その期間を保存し、保存期間経過後は保存期間の延長や資料としての保管などについて検討し、廃棄すべきものは廃棄することとなりますが、個人情報記録されたものなどは焼却、裁断、または消去等、適切な方法により処分することとしております。

次に、公金支出の公的行事への招待者名簿は保存しているのかについてであります。先ほど申し上げました公文書の定義に該当するものであれば、保存の対象と

なります。

次に、バックアップデータは公文書かについてであります。バックアップデータについては情報公開条例や公文書管理規定において想定している公文書という定義の考え方の範疇を超えているところがあり、その判断は非常に難しいところでもあります。この問題については国においても議論がされているところであり、今後どのような整理がされていくか、その動向も注視してまいりたいと思います。

次に、パソコンの入れかえ時、ハードディスクの処分先及び方法はどうかについてであります。今年度実施した基幹系システム用サーバー等のハードディスクの処分につきましては、機器更改の請負業者である紀陽情報システム株式会社により、市職員が立ち会いのもと、市役所内にて磁気データ消去装置によるデータ消去を実施し、市職員が消去後のハードディスクのデータが消去できているかを確認しております。廃棄につきましては、今年度中に廃棄予定のハードディスクがまだあるため、基幹系システム用サーバーと同様の手法でデータを消去した後、穿孔による物理的手段を施し、あわせてクリーンセンターを通じて廃棄する予定にしております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おおむね公文書管理法に基づいたご答弁であったというふうに思うんですが、私は、この中で一番重要なのはバックアップデータ、バックアップデータというのは本体の入力したやつのバックアップですから、もちろんバックアップしているデータそのものも本体と同様であるわけですよ。同様であるということから言えば、公文書であるという見解を、そういう立場をとるべきではないか。バックアップデータについては、公文書かどうかについては、国の動向と言われましたが、岩出市においては、そういう見解をとるべきではないというふうに私は考えておりますが、どうでしょうか。

それから、パソコンの入れかえ時の問題であります。ハードディスクの処分については、昨今、神奈川県庁において、行政文書のデータが大量に流出をしたという事例があって、新聞紙上でも大きく取り上げております。

また、森友・加計問題においても、近畿財務局が全てのデータを破棄したということで、この件については、木村豊中市議のほうから提訴され、大阪高裁で、一昨日、これは破棄はけしからんという判決がおりたのであります。

そういう意味から、この問題については、やはり公文書の管理上、必ず昨年と比

較して、10年前はどうだったのかということも検証もする場合に必要な資料でありますので、そういうものを安易に廃棄をするということはやめるべきだというように思っておりますが、どうでしょうか。

それから、もう1点は、これは最近のことなんですが、議事録の問題について、多くの文書を管理をする立場の総務課としては、山梨県の甲府の職員が、民生委員会の選考議事録を偽造して、それを提出をしたということで、作成した職員については、甲府市のほうから問題を指摘されておりますが、そういうことのないように、これは厳格に公文書については管理をして、市民の後世の歴史に委ねるということで、大切な事項でありますので、その点について再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

バックアップデータが公文書に該当するかどうか、市の見解ということのご質疑であったと思いますが、現時点での見解を申し上げますと、バックアップとは情報が誤って廃棄や削除された場合に備えて、元データを復元させるための手段であることから、誤って廃棄や削除などされた情報が情報公開の対象となる公文書に該当する場合は、公文書に含まれると考えます。

それと、2点目は、公文書を安易に廃棄することのないようにというご質問であったと思いますが、それにつきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、保存期間経過後も資料として保管する理由などがある場合、検討して廃棄するものは廃棄するというふうに取り扱ってございます。

それと3点目、甲府市の例で、議事録を偽造したということで、そういうことのないようにというご質疑であったと思いますが、当然のことながら、そういう議事録の偽造等はないようにということで、全庁的に日ごろから注意をしているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは国政のほうの問題であります。桜を見る会の議事録が廃棄をされたという事例があるんですが、これについて岩出市としては、こういう措置の仕方は正しいのか、正しくないのか、総務部長としてご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

桜を見る会の文書廃棄の件でございますが、これにつきましては、その機関である内閣府のほうで保存年限が1年未満ということでされており、それに基づいてしたということでございますので、それについての見解は特に持ち合わせておりませんので、それについては答弁を差し控えさせていただきます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、反社会的勢力についてお聞きをしたいと思います。

和歌山県下の暴力団勢力というのは、暴対法の相次ぐ改正で暴力団排除条例の制定や警察の暴力団に対する集中取り締まり、これに連動して、行政、企業、各種団体の暴力団排除に向けた取り組みの強化等によって、社会全体における暴力団排除機運の高まりによるところが大きいところがあります。

平成28年12月現在で、8団体、約150人が和歌山県下に、その団体に所属していると言われております。しかしながら、これらの問題については、全国各地で組織の衝突が見られる中、市民生活に重大な危険を及ぼす事態の発生が懸念をされております。

本県でも勢力は減少しているとはいえ、市民生活を脅かす事案の発生が懸念され、予断を許さない状況にあると、公益法人のセンターではそういう見解を持っております。

反社会的勢力からの不当要求の実態について、アンケート調査を行った結果、不当要求を受けた企業は約2割、そのうち一部でも要求に応じた企業は約4分の1に達しており、いずれも全国平均を上回っていたと言われております。

この実態の中で、当センターでも情報や相談で把握できない現状が認められております。今日、行政において、この反社会的勢力に対する問題について、どのように対応していくのかということでもあります。

まず1番目に質問するのは、反社会的勢力の文言が記載されている法律及び本市の見解について、お聞きをしたいと思います。

2番目に、市長を初め議員、職員等の公職者及び事業所や市民はどういう責任や責務を課せられているのか、岩出市の見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の反社会的勢力についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の反社会的勢力の文言が記載されている法律及び本市の見解はについてですが、反社会的勢力の定義としましては、平成19年6月に政府が示した企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針の中で、暴力、威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であるとし、反社会的勢力かどうかは、暴力団、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要であるとされております。

反社会的勢力については、その中にも含まれる暴力団などと同様、社会から排除していくことが必要であると認識しております。

岩出市では、岩出市暴力団排除条例を制定し、その基本理念として、暴力団排除は市民等が暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、関係行政機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならないと規定しております。また、岩出市と紀の川市では、合同で交互に毎年暴力追放市民大会を開催しております。

次に、公職者及び事業者や市民の責任や責務についてであります。先ほど申し上げました暴力団排除条例では、市の責務として、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、推進する責務を有すると、市民等の責務として、市民は暴力団排除のための活動に自主的にかつ相互に連携して取り組むことや、事業者はその行う事業により暴力団を利用することとならないこと、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力すること、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市や警察などの機関に対して当該情報を提供することなどが求められております。

また、さきの政府指針において、社会的責任の観点から、企業に対して反社会的勢力との関係遮断を求めているところであり、公職の立場にある者も同様に、反社会的勢力との関係遮断が求められていると考えます。

なお、市に対する不当要求などについては、各部署に不当要求防止責任者を設置し、和歌山県暴力追放県民センターが開催する講習を受講するなどして、不当要求に対処するための必要な知識の習得に努めているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長言われました反社会的勢力の見解については、そのとおりやと思います。そこで、私は、この問題について、行政として、第一線で立つ窓口ですよ、職員の皆さんの窓口で、どのような対応をしていくのかということで、今ご説明がありましたが、やはりこの問題については、非常に万が一のことを考えますと、大変な事態になるということも想定されますので、この点についてのマニュアルというんですか、そこら辺について、岩出市においては取り決められておるのか、お聞きをしておきたいと思います。

反社会的勢力として、昨今、吉本新喜劇の芸人が、そういう催しに出席をしたということで、社会的にバッシングを受けておるんですけども、我々一人一人が反社会的勢力との関係を遮断して、市民生活のあらゆる面において、そういうことにならないように努力をしていくということは、一人一人の責務だと私も考えておりますが、その点について、岩出市の見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけども、市職員が不当要求行為に対応するマニュアルなどの制定をされているかというご質問であったかと思えます。平成30年11月に、岩出市職員のための暴力、乱暴な言動等の不当要求行為の対応マニュアルというのを策定してございます。それを市職員には周知してございます。

それと、2点目のご質問は、反社会的勢力と関係を絶つというか、遮断をするという努力ということでございますが、これにつきましては、さきのご質問でも回答させていただきましたけども、暴力団排除条例を制定して、当然のことながら、岩出市においては、市、市民、それと関係機関、関係団体、当然、公職の立場にある者も関係遮断は求められているということでもありますので、各自が努力すべきものであると考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、反社会的勢力の定義について、1回目の質問でお聞きをしました。そのとおりやと私は思うんですが、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して、経済的利益を追求する集団または個人ということで定義をされておりますが、政府の菅官房

長官は、反社会的勢力の定義はないんだという答弁を記者のほうに発表しましたが、今言われる総務部長の見解と菅官房長官との見解には違いがあるんですけども、我々としてはどういう立場に立てばいいんでしょうか、部長の答弁を求めます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

いわゆる反社会的勢力の定義につきましては、先ほども答弁の中で申しましたが、平成 19 年 6 月に政府が示した指針の中で示されております。岩出市としては、これが反社会的勢力の定義であるということで、今後もそれに基づいての対応をしていきたいと考えております。

また、菅官房長官の発言の真意の趣旨については、ちょっとこちらもわかりませんので、それについての答弁は差し控えさせていただきます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の 4 番目の質問を終わります。

引き続きまして、5 番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5 番目の岩出市の子供の虐待・貧困支援の問題について、質問をさせていただきますと思います。

児童虐待による児童が死亡するという事案が繰り返されており、再発防止に全力を挙げていかななくてはならないと考えております。児童の虐待件数と対応内容について、本市の近年における子供の虐待件数、相談件数、内容及び状況をお伺いしたいと思います。それから、子供の虐待発覚、認定の基準について、その考え方もあわせてお聞きをしたいと思っております。

1 番目の当市における生活実態・調査、現状の認識について、お聞きをしたいと思っております。

それから、2 番目の子供の居場所づくりについて、どのようにされているのか、お聞きをしたいと思っております。

3 番目に、虐待防止を担う職員体制・知識・技術等の向上についてはどうされているのか、お聞きをしたいと思っております。

4 番目に、この問題については、他の公的機関との連携体制は非常に大切であります。これらについて、どのような体制を組んでおられるのか。

それから 5 番目に、岩出市の貧困対策について、どういう計画を立てておられるのか、お聞きをしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の5番目、子供の虐待・貧困支援について回答いたします。

1点目の生活実態・調査、現状の認識については、昨年度、和歌山県が県内の全ての小学校5年生、中学校2年生世帯を対象にして実施したのに加え、市独自にも、本年度策定予定の第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査として、2,000世帯を対象に実施しております。

生活実態の状況につきましては、まず、可処分所得の中央値未満の世帯と言われる総体的貧困層及び公共料金の支払いが困難、生活必需品の購入が困難等に該当する経済的困難世帯の割合は、和歌山市や紀北、紀中、紀南の各地域に比べ、岩出市は低くなっています。また、経済的に厳しい世帯では、保護者自身が成人する前に、経済的な困窮や家族間のトラブルを経験していることが多いなど、育ってきた環境の厳しさが現在の経済状況につながっている、いわゆる貧困の連鎖の側面が見受けられます。

2点目の子供の居場所づくりについてですが、現在のところ、市内3カ所の児童館を子供の居場所として無料開放しております。子供の居場所づくりについては、本年度策定を予定している子ども・子育て支援法に基づく第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画の中に、子供の居場所づくりに関する事業を盛り込み、推進していくほか、今後も活用できる資源や事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の児童虐待防止を担う職員体制・知識・技術等の向上についてですが、本市では生活支援課家庭支援係において、専任で保健師1名、元保育士1名、元教諭2名、児童福祉司任用前講習会受講中の事務職員1名の計5名体制で対応しているところでございます。

平成28年の児童福祉法改正において、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置が義務づけられました。要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う組織であり、市が調整機関を担っております。この調整担当者につきましては、研修受講が必須であり、生活支援課において3名の職員が受講済みでございます。

児童虐待の防止は、児童福祉分野の中でも、特に医療・保健・福祉・教育・法律等、さまざまな知見が求められ、厚生労働省や和歌山県等によりさまざまな研修や

講座が開催されております。市では、このような機会を捉えて、研修受講等、日々研さんしているところでございます。

4点目の他の公的機関等の連携体制についてですが、虐待通告があった後、速やかに要保護児童対策地域協議会における虐待ケースとして、生活支援課と子ども・健康課で受理会議を開催し、初動対応方針を決定しています。

なお、新規虐待通告件数としましては、平成28年度、102件、平成29年度、73件、平成30年度、104件でございます。

その後、要保護児童対策アドバイザーや児童相談所、警察、教育委員会、保健師、障害児相談支援センター、主任児童委員等で構成された実務者会議、年18回において、それぞれの機関での役割分担を細かく決め、支援のすき間ができないように対応しているところでございます。特に児童相談所、警察、学校、主任児童委員と随時情報を交換し、対象児童の状況把握に努め、支援を行っています。

また、市民に対しては、市広報やウェブサイトに関連記事に掲載するほか、生活支援課窓口や乳幼児健診、人権のつどい、文化祭等において、啓発物資の配布を実施しています。

5点目の岩出市貧困対策計画ですが、本年度、子供の貧困対策の推進に関する法律の一部改正があり、市町村の貧困対策計画策定が努力義務化されました。市においても、子供の貧困対策については重要な問題であると位置づけ、2点目で説明いたしました第2期岩出市子ども・子育て支援計画の中に、子供の貧困対策を項目立てて盛り込み、子供の貧困対策計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定する予定としております。

具体的な事業は、現在、岩出市子ども・子育て会議を開催し、さまざまな意見を聴取した中で検討しておりますが、経済的な支援、学習支援、ひとり親支援、相談支援などを盛り込んでいく予定です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長のほうから、昨年調査して、岩出市においても、2,000世帯にわたって調査をしたということなんですが、その中身について、岩出市においては、所得における分布において、どうであったのかということではありますが、この割合について把握されておるとお思いますんで、所得段階で、1、2、3という形で分布がとられたと思うのですが、この割合、238万円以上、これ1分布、それから119万から238万円未満を2、それから119万円未満を3として、岩出市の割合はどうなっ

ているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、生活水準の分類であります。経済的困難世帯についての割合、これは岩出市においては何%の状況になっているのか。生活水準の分類については、過去1年間で衣料、食料を買えなかった経験、過去1年間で公共料金や家賃等を支払わなかった経験、生活必需品の非所有という形で、分類の中でとられておりますので、これについて岩出市の実態をお聞きをしておきたいと思います。

それから、この調査において、所得分布で一番多かった所得分布はどこなのか、これについて把握をされておるとお思いますので、お聞きをしておきたいと思います。

それから、居場所づくりの問題であります。3カ所ということでは言われました。私が経験した中で、この問題について取り組んでいる人と相談をしていく中で、ある子供が、夕方、自宅に入ってきて、夜の食べる食事がなくて、何とか食べさせてほしいという形で飛び込んでこられたと思います。お父さん、お母さんはと聞くと、仕事に行っていて家にいないんだと。そういうことで泣きながら子供が訴えてくるので、そしたら、おにぎりでもつくって食べさそうかというのが実態であるということをお聞きして、これは我々一人一人が、貧困問題についてほんまに真剣に考えないと、取り返しのつかないことになるのではないかということをつくづく感じたのであります。

これらの事例がありましたら、どのようにつかんでおられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、岩出市の所得段階1、2、3に分けた場合の割合ということだったと思うんですけども、まず、所得段階1については56.3%、所得段階2については28.4%、所得段階3については7.6%、ちなみに県の平均は10.4%となっております。

それから、経済的困難世帯に関する割合ということですが、岩出市においては12.2%、県全体では16.3%という形になっております。

一番多い所得分布ということで、先ほど申しました所得段階1が56.3%で最も多くなっております。

それから、貧困に絡む事例ということでおっしゃっていただいていたんですけども、現在、その資料を持ち合わせておりませんので、お答えしかねます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 忘れんうちに言いますが、貧困事例は持ち合わせてないということでありますので、これは後ほど提出をお願いしておきたいと思えます。

今、当初、部長のほうからを答弁をいただきましたが、ちょっと私、これから計画をする予定であると。貧困推進計画について、予定をしているということであります。これは橋本市における所長補佐の方の講演を聞きに行っておったんですが、橋本市では、平成 28 年度から貧困対策推進室というのを設置をして、具体的に子供の貧困対策の取り組み、それから支援、連携体制の構築、子供の地域づくりという項目を設定して、既に取り組みをしているんですけども、岩出市は、そうしますと、これからこの推進計画を立てるといえることでしょうか。プラットホームの拠点化とか、ここら辺についてもどのようにしていくのか。

橋本市の長期総合計画では、2018 年から 2027 年に向けて、9 つの政策に分けてしていくと。子供の貧困対策、子供たちの笑顔のまちをつくっていくんだという形で、既に発表されておりましたが、そこら辺についてどのようにしていくのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、貧困事例について、後で資料請求ということでしたんですけども、資料の提出につきましては、議会から提出請求があれば提出させていただきますが、そもそもその貧困事例があるのかというところの確認がとれておりませんので、あれば提出させていただきます。

それから、貧困対策計画についてですが、先ほど部長のほうからの答弁にもございましたように、第 2 期岩出市子ども・子育て支援計画を今策定中でございまして、その中に貧困対策を項目立てて盛り込んで、子供の貧困対策計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定する予定としております。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午後 3 時 45 分から再開します。

休憩 (15 時 30 分)

再開 (15 時 45 分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 6番目の質問を行います。

那賀病院に関してであります。この病院に関しては、地域に根差した医療機関の統廃合がされようとしている現状の中で、紀の川市と岩出市における基幹病院であり、私たちの命と健康も支えておる病院であります。

岩出市として、年間数億円前後の市民の税金が使われている中、市民の中にはいろいろな要望や声があります。そこで改善してほしいという点を列挙して挙げますので、それについてお聞きをしたいと思えます。

まず、受け付け時間の短縮であります。早朝から並んで受け付けをされておられます。早い人は7時過ぎから待っており、診察は5分から10分、病院に行くと1日仕事であると言われていた女性がありました。そこで、受付に受付表というものを置いて、それを自動的に発行していくと。岩出市役所の市民課にあるような形で置いて、それを順番に受け付けをしていくという体制がとれないかなと思っております。それから、高齢者にとっては、長蛇の列で、長い間そこに立っておかなきゃならないという方もおられて、何とかしてほしいと。その女性の方は、紀の川市長の中村市長に私は過去に言ったんですけども、改善しないんだというような声を上げておられました。この問題についてどうされるのか。

それから、2番目に、ATMの設置なんです。現在、那賀病院には紀陽銀行と農協の2つのATMが設置をされておりますが、他の銀行も空きスペースに置いてほしいと。例えば、和歌山信用金庫とか労金とか、そういうものも置いてもらえんかという声が出ておりますので。

それから、医療費の支払いについては、クレジットカードで決済できるように、もう既に他の病院、大手の病院ではそういう決済を導入しておりますので、那賀病院においてもそういう形にしてほしいと。

それから4番目に、2番目のこの問題であります。職員の労働時間について、長時間労働の実態及び36協定違反はあるのかどうかについて、お聞きをしたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の6番目、那賀病院についてのご質問ですが、1点目は、内容について報告を受けておりますので、お答えします。

1番目についてですが、患者さんからの要望もあり、現在は早朝から職員が番号札を配布しており、番号をお呼びするまでは座って待っていただいているとのことです。

2番目については、現在、病院内にJA紀の里と紀陽銀行のATMを設置しておりますが、スペースの関係で、これ以上ふやせないとのことでした。

3番目のクレジット払いについては、以前検討されたようですが、手数料の関係から採用されなかったと聞いております。

2点目については、報告を受けておりませんので、お答えできません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最初の受け付け時間のあれは、番号札を渡しているという、それはいつからやっているのでしょうかね。私、念のため、先日、早朝から行って来たんですが、いまだに長蛇の列で、予約されている方は別の窓口でできるんですけども、予約されてない方、病院紹介の方、これについてはいまだに長蛇の列であるんで、番号札を渡しているというのは見ておらなかったんですが、もう一度確認していただきたいなど。

改善するとしたら、長蛇の列のないように、各受け付けをスムーズに終わらせて、各診療科のほうに回るというようなスムーズな流れをつくっていくことが大切でないかなと思っておりますので、それについて対策をしていただきたいと。

それから、ATMについてはスペースがないということなんですが、なぜ置かないのか。スペースだけの問題なのか、そこら辺についてどうなのかということです。

それから、クレジット払いについてですが、今、実施をしている医大と紀北とか、そういうところでは医療の支払いについてはクレジットカードで決済導入をしております。ぜひ那賀病院でも、そのような体制を岩出市のほうから申し入れをしていただきたいなと思っております。

それから、長時間労働については報告を受けてないということではありますが、実態として、長時間労働になっていないのか。ここら辺については、私は看過できないので、この問題についてもしっかりと、紀の川市と岩出市の関係で設立している病院でありますので、把握をしておくということが求められると思うんですが、こういうことも知らないで、私はことしの2月に那賀病院の31歳の内科の医師が、コ

ンビニで 272 円の万引きをして逮捕されたということすらも知らないのか。こういうような実態をコンプライアンスの観点からいって、私は紀の川市と岩出市の監督不行き届きだと思うんですよね。こういうことが発生すること、これらについても知らないということで済まされる問題ではないので、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再質問についてお答えします。

まず、受け付け時間の対応の件ですけれども、1 カ月ほど前と聞いてございます。それ以外のものにつきましては、要望ということで、議員からの要望については那賀病院にお伝えしておきます。

また、職員の労働時間関係についてですが、尾和議員からは、これまで議会におきまして、那賀病院の労働実態についての質問があり、その都度、ご質問は岩出市がお答えするものではありませんと申し上げております。再度申し上げますが、那賀病院は、地方自治法第 284 条第 2 項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営がなされています。那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院経営事務組合の議会で論議されるべきもので、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問されましても、那賀病院の運営に関することについては、この場でお答えするものではないと考えます。また、岩出市に対しての報告もありませんので、そもそもお答えすることもできません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長、今、地方自治法どうのこうのということを言われましたが、私は、これらの問題については、岩出市が全ての問題について把握をしておくべきだと思います。そうしないと、市民から声が上がったときに、関係ないんだと言われるわけですよね。その点で、過去に市長が那賀病院の医師の欠員で、行政報告で、この本会議で答えておるわけですよ。行政報告でしとるわけですよ。それもおかしい話じゃないですか、そうすると。行政報告において、市長がそういう医者欠員に努力をしてきたということは言われるけども、那賀病院に関して、議員が議会で市民の声をもって、要望を申し上げるということは、それは一方通行になるんじゃないで

すか。部長、どうでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再々質問についてお答えします。

那賀病院につきましては、当地域の中核的な医療機関であることから、医療体制に関する質問にはお答えしております。しかし、議員のご質問は病院の運営管理に関するものでございますので、公立那賀病院経営事務組合の議会で議論されるべきものであります。岩出市議会のお場で答えするものではないと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 通学道路について質問をさせていただきます。

児童の通学道路についてであります。痛ましい事故が全国各地で発生しております。いかに危険性をなくしていくのかということが市の責任であろうかと思いません。以前も、この件に関して質問されて、対策を聞かせていただいておりますが、市が総点検をした結果をどのように把握をされているのか、以下の点についてお聞きをしたいと思います。

1、調査・点検した結果はどうであったのか。問題点のある箇所は何カ所あったのか。

2番目に、改善してきた場所、箇所はどこか、また何カ所改善をしてきたのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の通学道路についてお答えいたします。

1点目、点検結果と問題点数についてであります。毎年各学校が改善が必要な危険箇所についての調査を行い、学校から提出された危険箇所について、学校、PTA、警察署、那賀振興局建設部、岩出市事業部土木課と合同で点検を行っております。今年度の点検箇所につきましては27カ所で、市で対応できる箇所、県で対応していただく箇所、警察署で対応していただく箇所などがあります。

問題がある箇所といたしましては、ヒマラヤ駐車場の入り口付近で、一旦停止の看板やポールの設置、それから橋の幅の拡幅の2点について、これは対応が難しい状況であります。

2点目の改善箇所につきましては、岩出市で対応した件数が7件、県で対応した件数が1件、警察署で対応していただいた件数が17件で、それぞれ対応していただいております。25カ所は対応済みでございます。

なお、先ほど申し上げましたヒマラヤ駐車場入り口付近の一旦停止看板の設置については、看板は設置できませんが、通行する生徒に対して、中学校から注意喚起を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 継続して、この危険箇所、なるべく早期に改善をされることを期待しておきます。

そこで、最近、私が朝晩、朝立ち、夕立ちされている箇所でお聞きをした箇所がありますので、この点について改善対策をとっていただきたいと思います。その箇所は、根来のセブンイレブンから南の交差点のところの部類ですが、根来小学校の児童があそこで見守り隊をしている女性の方から、非常に危険だと。信号はあるんですが、そこをスピードを上げて通られると。子供と接触しないか、いつでも冷や冷やしておるんだというご意見をお聞きしました。これについては、實際上、教育委員会のほうでも立ち会っていただいて、この箇所についての対策を求めておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 毎年のことですが、学校から提出された危険箇所については、児童生徒の安心・安全のために努力してまいります。

それから、セブンイレブンの南側の交差点ということですが、まず、今すぐ現場確認して、対応策検討いたしますが、議員におかれましては、別にこういう議会の場で言われなくても、いつでも教育委員会に来ていただいたらすぐに対応させていただきますので。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長言われましたが、議会で取り上げないと動いてくれないんで、そういうことも含めて、議事録に残したいという面もありますので、私は質問をしたということです。

終わります。

○田畑議長 これでは、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る12月3日開会以来、議員皆様方には、本日までの17日間にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりましても、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、本年も残り少なくなってまいりましたが、議員各位並びに理事者各位におかれましては、時節柄、一層のご自愛を賜り、市政発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、令和2年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

これにて、令和元年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時00分)